

参議院農林水産委員会會議録第十号

昭和三十三年三月三日(火曜日)

午前十時四十二分開会

出席者は左のとおり。

委員長 青田源太郎君
理事 梶原 茂嘉君
櫻井 志郎君
渡辺 勤吉君
北條 雋八君

委員

植垣弥一郎君
岡村文四郎君
木島 義夫君
仲原 善一君
温水 三郎君
野知 浩之君
藤野 繁雄君
堀本 宜実君
森部 隆輔君
山崎 育君
大河原 次君
小宮市太郎君
戸叶 武君
矢山 有作君
安田 敏雄君
高山 恒雄君
赤城 宗徳君

國務大臣 農林大臣
政府委員 農林政務次官
農林大臣官房長 中西 一郎君
林野庁長官 田中 重五君
水産庁長官 庄野五一郎君
事務局側 常任委員 安楽城敏男君
会専門員

説明員

水産庁漁政部 犬伏 孝治君
協同組合課長

○委員長の(青田源太郎君) それでは本日の會議に付した案件
○中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長の(青田源太郎君) それでは本日の會議に付した案件
○中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案を議題とし、前回に引き続いて質疑を行なうことにいたします。質疑のあり方は、御発言を願います。

○矢山有作君 それではきょうは、この間お聞きした問題の中で、整理のついておらぬ分があるので、その際には大臣がお見えだったけれども、長官が中心になって御答弁をいただいたわけです。したがって、その問題についてだけ一応整理をしておき、意味で質問をやらしていただき、あとは、いづれにしても大臣に出ていただくことには解決のつかぬ問題が多いのです。だから、それについては先ほど委員長からお話のように、できるだけ早い機会に大臣を呼んでいただいて、そうしてその問題について質問をさせていただく、こういう前提でひとつやらしていただくと思います。

この間の質問で、私が二番目に申し上げたのは、漁業全般をながめてみたときに、漁業全般といいますが、沿岸漁業、中小漁業、その他漁業、つまり漁業全般ですね。これをながめたときに、沿岸漁業の伸びが一番悪いということ、そうしてまた、したがって、それらの所得の状態、あるいはまた、生活の水準等も非常に悪いということ、そういうことを申し上げて、その中でも漁船漁業が非常に経営状況がよくない、こういうことを指摘して、その漁船漁業がそういうふうな劣悪な条件に置かれていて、大きな原因の一つは、無動力漁船漁業というものが非常に多い、こういうことで、それを中心に質問いたしました。原因は何か、それに対する対策はどうか、こういうことをお聞きしたわけです。そこで、その際長官のほうから答弁をいただいたのは、無動力漁船漁業というものはだんだん減ってきて、三トンの未満、さらに三トンの以上五トンの未満、あるいはまた、浅海養殖というふうなものが増えたとおっしゃった。そういうふうなお話があったわけです。そこでひとつお伺いしたいのは、沿岸漁業等振興法ができ、そうしてそれに基づいて、いま施策が行なわれておるわけですが、一体、将来の沿岸漁業というものをどういう形にしようとしておられるのか。たとえば農漁業の場合には、私も大きな批判は持っておりますが、私も農業基本法を受け、さらに所得増進計画の中で一応の目安というふうなものが、いわゆる二町五反程度の自立経営農家を中心にしてそれを育成していくという形で示されておられます。ところが、沿岸漁業の場合には、そうしたビジョンというふうなものがないのではないかと思う。したがって、その点を今後一体どういうふうな形に、どういふふうな経営のものを沿岸漁業として考えておられるのか、その点をひとつお伺いしたいと思います。

○政府委員(庄野五一郎君) 沿岸漁業の将来のあり方、こういう御質問でございます。非常に見通しの問題でございます。また、指導の方向でございます。われわれといたしましては、先般米沿岸漁業、その中におきましても漁船漁業というものが漁業収入なりあるいは漁業所得、あるいは生活水準というもののつきまわりの、他の漁業及び他の産業と比較して非常に低い、こういうことを申し上げたわけでございます。それで、動向においても、報告申し上げておりますように、沿岸漁業におきまします漁船漁業のあり方というもののついては、最近の動向でもおわかりのように、無動力船が動力化し、その動力もディーゼル化しているというところ、それから五トンの未満の船におきまして、動力船におきまして、労働事情等が反映いたしまして、自家労働の完全燃焼の経営に移りつつある、こういうことを申し上げたわけでございます。それは、従来からの漁船の動力化なり、あるいはこれの大型化、あるいは漁船の経営形態の指導、そういった面も反映しているかと思っております。現在におきまして、そういうことを向をさらに助長する、こういうことを考えております。なお、沿岸漁業全体

につきますのは、先般米お答え申し上げておりますように、全国を四十二の地区に分けて、その地区ごとに二年間の調査をいたしまして、沿岸の構造改善計画というものを立て、その計画を事業に移して経営の近代化をはかる、こういう事業を進めているわけでございます。また、その構造改善の目標というものは、大体現在におきまします沿岸漁家の所得の増加、それは計画年次に対しまして倍増以上にこれをもっていく、こういうことを考えた計画でございます。また、その構造改善の目標として、沿岸漁業の所得増大、格差是正、あるいは生活水準の向上、そういうものに資するということををはかっております。そういう沿岸の構造改善事業を進めるといふ中におきまして、先ほど申しました漁船漁家の動力化なり、あるいは近代化といいますが、省力的な機械を入れるながらやっていくという考え方を持っております。欧米あたりの沿岸の先例を見ましても、相当大きい漁船を自家労働的な、四、五人の就業でこれの操業をやっている。それだけ機械が導入されている。そういう点をわれわれも考えながら、産業等の発展におきまして就業人口の流出というものを、契機としてつかんで、漁業の条件にあわせて漁船の大型化をはかっていくことによりまして省力的機械の導入をはかって、沿岸漁船漁業を中心に考えるという状況、それから漁業条件によりまして養殖事業を活発に開発してい

く、そういうような方法、両方のことを考え、あるいはその複合体というのを考えておるわけでございます。

○矢山有作君 いまの御答弁では、実にばく然とおるのですが、この年次報告で見ても、その三トン以上五トン未満のところが、労働力の完全燃焼で一番いいというふうなお考え方でおられるのじゃないかと思うのです。ところがそういう三トン以上五トン未満の漁船漁家というものが、じつと農業やその他の産業に比較してどういう状況にあるかというと、その他の産業に比較すればもちろん劣悪な状況にあるわけです。だから沿岸漁業振興という形で構造改善をやられるとか、あるいは漁場の条件を考慮して、いろいろやられるとおっしゃるのですが、一体私の言うのはそういうふうにお考えになっておられる沿岸漁業というものの将来の姿は、どういうふうにお考えおられるのかというのです。というのは、沿岸法の中に、はっきりとわけておられますように、「沿岸漁業等の生産性の向上、その従事者の福祉の増進その他沿岸漁業等の近代化と合理化に關し必要な施策を講ずることにより、その発展を促進し、あわせて、沿岸漁業等の従事者が他産業従事者と均衡する生活を営むことを期することができるところを旨として」というのです。したがって、そうすれば将来のいわゆる沿岸漁業のあるべき姿というのは、他産業従事者と均衡する状態になければならぬということです。そこでどういうふうな具体的なものを、いわゆる経営像として持っておられるかということをお尋ねするのです。

○政府委員(庄野五一郎君) 御指摘のように、他産業と均衡する、こういう考え方でございます。他産業という標準のとり方にも、いろいろ問題があるかと思ひます。動向では、大都市の労働者を一応比較の対象として、その格差をお示したわけでございますが、まあ大都市労働者と均衡するか、あるいはさらに農漁村と大体同じようなレベルの都市の労働者と、就業者と均衡するか、そういう問題はあろうかと思ひますが、沿岸漁業の構造改善対策におきましては、そういう点を考えながら、現在におきます所得を倍以上に持っていく、そういう目的で計画を立てて、地区ごとにそういう計画達成のための事業化をはかる、そのためにはもちろん先ほどから申しましたような漁船漁業の機械化、あるいは大型化という問題もあるわけでございしますが、さらにそれは漁場の条件によつて非常に制約されてくるわけでございします。むやみに大きな船をつくつても、漁場が狭隘なところ、あるいは資源状態との関連において、そういうことは考えなければならぬ。一方におきましては、構造改善の大きな柱になっておりますが、漁場改良あるいは大型漁船の設置、これは非常に沿岸漁家から待望されているわけでございします。が、漁場改良におきまして、築磯なりあるいは投石なりすることによって、あるいは大型魚礁を設置することによりまして、魚族が非常に繁殖し、あるいは資源が維持される、そういった面とからみまして、過剰投資にならないような範囲におきまして、これは漁場によりまして、地区ごとに違つてくると思ひますが、一がいには言えないと

思ひますが、そういった面から漁船の大型化にも一定の目的があるかと思ひますが、そういう点は地区ごとに計画を立てるということ、われわれは進めております。だから一がいにはそれが全国一本でどうだというわけにはまいりませんが、構造改善事業は四十二地区でやっております。そういう計画を詳細に立てたやつを農林大臣が承認し、そしてそれも計画として漁船漁業なり、あるいは養殖業の開発ということとで現在の所得を上げていく、そして生活を向上させる、こういう点でございます。実はわれわれといたしましては、他産業の就業者に均衡し得るところまでもつていくということを考えております。

○矢山有作君 いまの御答弁は、前の繰り返しですね。私は具体的にそういうような沿岸法の第一の目的に沿うような沿岸漁業というものは、どういう形のものを考えておられるのかということをお尋ねしたわけです。それに対してお答えがないところを見ると、私はおそらく沿岸漁業振興と口では言つておりますが、一体沿岸漁業としてどういうものを想定してやろうかという、一つは他産業との格差の解消を目ざしての沿岸漁業の経営のあり方に対する具体的なものというものが私どもはないというふうな、いまのお話を聞いておつて印象づけられるわけです。したがって、その点を私ははっきりしておやりにならぬと、幾ら漁業構造改善事業をやるといふ言つても、一つの目ざす目標というものが具体的に現れておらぬのだらう、なかなか私はそれをやるのは困難じゃないかと思ふ。しかも先ほどおっしゃいましたが、沿岸漁業

の構造改善だとか、あるいは養殖に向けていくんだとか言つておられますけれども、これには最近のいわゆる高度経済成長の問題もからんでおり、漁場の荒廃という問題が非常にたくさん起こつてきておる。そうすると、一体沿岸漁業構造改善を一方でやりまして、一方では地域開発関係で漁場が荒廃していく、さらに水質が汚濁していく、そういう問題を積極的に解決する姿勢がなしにそういうものをおっしゃつておつても、漁場を確保していくことすら私は困難になる、あるいは水産資源を確保していくことすら困難になるんじゃないかと思ふ。

そこで、もう一つ沿岸漁業構造改善の話が出ましたから申し上げます。実は私がある資料を調べておりましたら、府県別の沿岸漁獲高指数というものの推移が出ております。それを見ると、昭和二十八年から三十七年までの統計なんです。各地によつて非常に大きな格差があるということです。昭和九年から十一年の平均を一〇〇として考えた場合に、一方ではたとえ官城のごとく三三・七というふうな伸びていつているところもあります。ところが、一方においては一三・一しかならぬ、あるいは九・四しかなくておらぬ、そういうふうな変化を示しておるところもあるわけです。そうすると、沿岸漁業構造改善事業というものは、いわゆる全国四十二地区に、長崎とそれからもう一カ所どこですか、は別として、各府県一地域を指定してやつておるわけです。ところが、そういう各府県にばらまいてやつておる沿岸漁業構造改善事業というものが、一体沿岸の漁獲高の指数が非常にいま

言つたように格差がある、そういうことを考えながらやつておられるのかどうかということ、幾らやっても伸びないところに、構造改善事業をやつてみたところで、これは私はむだな投資になるだけであつて、何らの効果もない、こういう結果を來たすんじゃないかと、こういうふうに思つておるわけ、そういう点の分析までやられて構造改善事業を進めておられるかどうかということ。

○政府委員(庄野五一郎君) 構造改善対策事業といたしましては、長崎県が海側と有明海と、こういうふうに分けておられますし、それから北海道が日本海なり、太平洋なり、オホーツク海なり、海側が違ひますので、漁場事情が違いますので、海側を分けて全国で四十二地区といたしておられます。それで四十二地区の中の構造改善の目標というもの、具体的にやはり所得目標をどれだけに上げる、こういう数字的に具体化してないとおっしゃいます。構造改善計画を承認いたしましたところは、そういう過去の実績で、大体の海側におきます沿岸漁家の所得なり漁業収入というものを押さへまして、これをどういう方向に伸ばすということ、目標年次の五年後の経営近代化の漁業が大体終了していく期間におきまして、これをどの目標までに上げる、こういう具体的な数字を一応目標にして、事業を進めておるようなわけでありまして、一がいには全国一本、こういうわけにはまいらないわけでございます。その点はわれわれ具体的にやつておりますので、そうしてそれを緻密に

いま言ったような統計資料すら不整備な状態では、私は表面的なとらえ方しかできていないのではないか。したがって沿岸漁業の構造改善事業を一律的にやられておることに對して、その整備についても非常な不安感があるわけです。ですから、ぜひこれはそれぞれの地域あるいは同じ沿岸漁業の中における階層間の格差、そういうものを十分資料をそろえて、この次の年次報

告では出していただく、そういったものの上に出て沿岸漁業の振興対策を考へていく、こういうことについてお約束をしていただきたいたいです。そこまでもつていかぬと、また来年の年次報告でそういう肝心なところが残されて出されたのでは、これは問題になりませんから、お約束できますか。

○政府委員(庄野五郎君) 一年でそういう統計がすぐそろつかどうかという事は、努力はいたしてありますが、私もまだここで十分自信を持ってお答えする段階までいっていないと思ひますが、そういう方向に、御指摘のような方向に向かって努力をいたして整備して、来年の動向にはよりよきものを御報告を申し上げる、こういう努力はいたします。

○矢山有作君 それでは、先ほど言いましたように、良識に従って、この辺でこの間の質問に対する結果をつけたことにさせていたいて、あとは大臣がお見えになったときにお伺いしたいと思ひます。それは構造改善の問題もありません。さらにそれに関連する漁場の荒廃の問題、さらに現在いささか年次報告には触れて出ておりますけれども、転業あるいは漁業転換、そうしたものを具体的にどういうふうに行つていくのか、こういうことについてもぜひお伺いしたいと思ひます。それからさらに加えて魚価の安定、これについてもお伺いしたいと思ひます。これについて、大臣が、委員長にお願ひです、できるだけそういう重大な問題がありまうので、これは大臣を早く出していただいて、ひとつ質問させていただく機会をつくつていただきたいたう。

うことを申し上げておきたいと思ひます。

○小宮市太郎君 私はこの前質問を残してございまして、調査をしていただく事項ございまして、それはそれといひまして、引き続き二、三点お伺いしたいと思ひます。

まず初めに伺ひたいのは、次官にお伺ひしたいのですが、私は特にこの前は浅海漁業地帯、特に有明海の沿岸を中心としてお聞きしたのですが、農協の信用事業と漁業の信用事業とが同一組合員であるために、競合するといひますか、そういう点が非常に心配されたわけですね。そこで、農協の諸君からこの点について特に農林省に陳情等があったかどうかですね、まずそれをお聞きしたい。

○政府委員(松野孝一君) ただいま小宮委員の御質問の点については、陳情は私は承つていなかったやうです。

○小宮市太郎君 受けていないのですか。特にノリ漁業においては、最近非常に収入がよいということ、漁協の信用事業がかなり預金の獲得等も激しく行なわれていて、この事実がたくさんありますが、特に私が福岡県のいろいろな事情を聴取いたしましたところ、一番心配になりますことは、この法律改正によると、不振組合も形式上の信用事業を開始されるのじゃないかという、そういう心配を持つわけですね。

そこでまずお聞きしたいのは、信用事業をやるその基準といひますか、そういう基準について、何か政府としてお考えになつておるか。お考えになつておれば、どういふ基準をもつてこの指定をするか、そういうことをひとつ

お聞きしたいと思ひます。

○政府委員(庄野五郎君) 私からお答えさせていただきます。先般の委員会で御質問もありまして、重複するかと思ひますが、お手元に配付いたしました横とこの、第一回にいたしました法律案参考資料の十ページに、指標別組合分布状況というのがございます。この表は千五百五十六組合、これは信用事業を営んでおりますが、前の九ページの表でございまして、沿海の関係の漁業協同組合で、信用事業を営んでおりますのが二千二百二十四組合でございますが、それを調査いたしましたもので、調査で回答等がありましたもの、これが千五百五十六組合でございます。

この指標は貯金高別組合数の指標と、それから貸付金高別組合数の指標と、それから組合員の水揚高別組合数、それから常勤役員数別組合数、こういう四つの指標をもつて信用事業を営んで千五百五十六の協同組合について調査した資料でございます。が、こういった指標をもつていたしまして、信用事業を営んでおります組合で、財務状況が健全で、しかも債権の管理能力のありますもの、こういうところから金融機関に指定する、こういう考えでございます。それで現在考えております基準といひまして、貯金高別組合では、大体貯金の残高が少なくとも二千万以上なくちやならぬ、こういうふうに考えております。

また貸付金の残高におきましては、最低一千万円以上なければならぬ、こういうふうに考えております。また組合員の水揚高にいたしましては、五千万円程度以上あるほうが好ましい、こういうふうに考えております。

す。また今度は金融機関になりますので、債権の管理能力等考えますと、常勤の役員数の数といふものも、重要な指標となるかと思ひます。少なくとも常勤役員が五人以上、こういった中の組み合わせで金融機関を指定してまいりたい、こういうふうに考えております。まだ決定いたしましたわけではございませんが、大体そういうことを基に考えております。

○渡辺勤吉君 関連して伺ひますが、あらためて何より時間的に合理的だと考えますので、いまこの表の内容を少し関連して伺ひたいのです。説明にありましたように、調査対象が二千二百二十四組合、これに対して回答を寄せたものが千五百五十六、その回答率が約七割にとどまつておる。それからもう一つは、七割のレポートした中でも、その約一割が最も大事な報告すら不明である、こういう実態です。そうなりますと、いま説明がありました基準といふものも、一体、貯金高で二千万円以上といふものが適正なのかどうか、あるいは貸付残高で一千万が適正なのかどうか、その基準がいかなる根拠によつてはじき出されたか、その点を少し具体的に伺ひたいと思ひます。

それから、貸付残高といふのは、プロパー融資だけをやるのか、転貸融資を含めるのか、そういう点と、単に貯金高といふものだけの取り扱ひ方ではなく、その他のデータにあるように、漁業関係の金融機関の系統利用率が低い、こういった点を保証の認定には要素とすべきではないかと思ひますが、その点、いまの取り扱ひ方がないことは一体どういふことか、そういう

点を関連してまずお伺ひたいと思ひます。

○政府委員(庄野五郎君) これは具体的に指定してまいります場合には、十分組合の財務状況を調べなければならぬと思ひますが、これは三七事業年度の末におきます漁協の調査でございます。これを基本にいたしまして、ただいま考えておりますのは、先ほど申し上げましたような指導基準でまいりたい、こういうことでございまして、それは、具体的にやつてみてさらに正する点があれば正してまいるといふ方向で、固定的には考えておりませんが、指導基準としてそういうところをやつていく、こういうふうに考えております。なお、貸付金高といふのは、もちろん転貸等も含んで統計は入つておるわけでございます。やはりこういう自己資金がどれだけあるか、あるいは貸付業務をどの程度やつておるか、あるいは組合としての経済的な組合員の水揚高といふのは、やはり漁業協同組合の経済的な規模の大きさを示す指標でございます。そういうものを考えたわけでございます。一応のめどでございます。実情に即して是正するところを是正していきたい、こういうことで考えております。

○渡辺勤吉君 非常に事務的な質問には、次元の高い回答なわけですね。私は、もつと計数的なバックがあるんじゃないかといふことを、事務的な角度から政府委員に尋ねてゐるわけですね。たとえば、この要素にはないが、こういう信用事業を中心として保証という機能を与えるには、少なくともこれ以外に、またいま取り上げた問題

以外に、固定資本の比率が一体適正かどうか、あるいは経常損失が、結果的に正常な決算を営んでおるか、そういうことが私は基準に取り上げられなければならない、これが運用される場合に非常に問題が出てくるということから、もう少しそこから財政的に整備をする必要があるんじゃないかということ、たとえば貯金残高の二千万というの、一体、そういう能力をミニマムとして押えるに適當かどうか、その根拠をもう少し具体的に計数的に伺いたいのであります。そういう点をひとつ弾力的に運用するなどという大臣答弁のようなことではなく、あなたは補助的に答弁するんですから、もう少し事務的な質問には事務的に答えていただきたい。そして、一体、それらをも少しお答えを願った上で、結局、全体では何組合が一応対象になるかというところまで、それはまあ総体的な問題としてその点まで合わせてお伺いをいたしたいと思ひます。

○政府委員(庄野五一郎君) その基準をきめますにつきまして私たちが考えました点は、やはり全国的な信用事業を営んでおります組合の平均的な数字がどの程度に上っているか、大体平均以上のもを金融機関に順次指定していくという考え方でございます。この全国平均では、三十六年度末の指標でございまして、貸付残高では、大体全国平均で千六百万円、それから貯金残高—順序は狂いましたが、貯金残高では全国平均で千四百万というものが大体平均になっております。なお、組合員の水揚げ高の全国平均といたしましては、組合別に七千万円程度というものが全国平均になっております。そう

いった全国平均の基準以上に大体該当するところは、金融機関に指定する資格がある、こういうふうな考えたわけでございます。財務内容につきましては、御承知のように、財務処理基準で、そういうものに基いて考えておるわけでございまして。いま申しましたような基準で信用事業を営みますものにつきまして選びますと、さしあたり四つの条件を充足するものとしては、三百組合程度が金融機関としての指定をされ得る水準に達しておる、こういうふうな考えております。

○渡辺勸吉君 いまの平均値をとつて、少なくともそれを上回るといふものをまあ踏まえてという御説明ですが、その平均をとるのに、この表には、三十七事業年度末のいろいろなデータがありながら、いまの口頭説明は、三十六年度の平均の紹介があった。三十七年度は当然のこととして、三十八年もごく最近時における具体的な数字もあるわけですから、そういうものをひとつ御紹介をお願いしたい。三十六年度で平均が千四百万であるとか、そういうような三年も前のようなことでこれらを策定するというのは、どうかと思われまふ。

もう一つ、財務処理基準令によると言われますが、それでは繰り返しますけれども、その漁協の持っている固定資産あるいは流動資産、そういうものと自己資本との比率が一〇〇%というところを守っておる組合以上の財務の堅実なものを指定するんですか、どうですか。

○政府委員(庄野五一郎君) 三十七年度の平均のものは、いま調査中でございますが、これは三十六年度が確定い

たしておりますので、一応それを基準にいたしておるわけでございますが、三十七年度のそういうものが正確に上がつてまいりますれば、三十七年度のそういう全国平均ベースというものを一応の基準にしていきたいと思います、こういうふうな考えております。なお、財務処理基準令に合致するもの、そういうものは当然のことでございます。

○渡辺勸吉君 どうもしつこいようですけれども、この表には、三十七事業年度末の現在額で、そして、その指定する基準たる組合を認定する平均が、三十七年度がまだ検討中とは、一体どういうことですか。

○政府委員(庄野五一郎君) この三十七事業年度末の現在の指標は、こういう制度改正の準備をいたしまして、直接本省からアンケート式にやつたものでございまして。ただいま三十七年度の正確な基準というのは、府県を通じて上がってくるものを取りまとめ中でございまして、これはさしあたるの調査として本省から各組合にアンケートとして出した分について回答のあつておるものが千五百五十六、こういうことになっておるのです。御了承いただきたいと思ひます。

○渡辺勸吉君 繰り返すようですけれども、三十七年度末というものは、三十八年三月末でしょう。そうですね。

○政府委員(庄野五一郎君) そうです。

○渡辺勸吉君 そうすれば、一年前のアンケートももうかくのごとし、その一年前の平均残高の把握もまだ調査中という。こういう不確かなところで三百組合というのがどうして出ますか。

○政府委員(庄野五一郎君) この千五百五十六アンケートいたしました分に、この三十六年度末の全国平均ベース以上と考えられるというものが三百組合、こういうふうな申し上げたのであります。

○渡辺勸吉君 どうもこういう非常に法律の基本になる該当すべき対象組合という把握が、いまのような不確かなことではないんですか。一体アンケート調査も全体の七割しか報告が来ないでいいですか、これが第一点。それから報告が来たうちの二割は不明という調査がきわめてずさんである。そういう中にこれを進めるといふ中には、もつと実態を農林省では把握して、客観的なデータをつかんで、その上にこの中小漁業の融資保証を十全の機能を負託させる、これは法律の審議です。そういうときにアンケートは三十七年度末で七割はききました。これをずっと見れば、いろいろな点を勘案して三百組合くらいでしょう。具体的にその三百というものは別に一体どういふものか、そういうことも聞きたくないわけなんです。きょうはそんなことは聞きません。聞きませんが、少なくともこういう法律を出すには、運用する場合に、かくのごとき組合の実態だかいたものに指定基準を置いて運用するのだ。もつと正確な、国民が納得するよ

うな資料がなければ審議のしようがないじゃないか、どうですか。

○政府委員(庄野五一郎君) この調査について回答率が七割程度、こういうことについては、われわれもさらにそういう点の完備は進めたいと、こういうふうな考えております。なお、これ

は昨年制度改正を準備いたします段階で調べたものでございます。そういう点で回答率も、まだ趣旨が徹底していなかった面もあるかと思ひまして、この面の完備は、先ほど申しましたように、進めていく考えてございまして。なお、この基準は一応の基準でございまして、各県の協会がその基準に従ひまして協会の会員であります組合についての信用事業を営みます組合について金融機関として指定していくと、こういうことに相なるわけでござい

ますので、やはり各県別に事情も特別にあるかと思ひます。全国の基準といたしまして、われわれはそういう三十七年度末の全国平均ベース以上のものと、こういうふうないたしましたのであります。各県別に協会が管内の組合の漁業協同組合金融機関として扱つていくという場合には、この基準に即して県内の事情等を十分勘案してきめる、こういうことに相なるかと存じます。が、そういう点について、今後ともやはり御指摘の点は、資料整備等は進めていきたい、こういうふうな考えております。

○渡辺勸吉君 関連です。この程度でとどめますが、いづれこういう実態が、まず常日ごろこういう法律の一部を改正するに際してでなくて、絶えずいろいろ縦割りの組織があるのですから、常時実態を把握して、その必要の度合いによつて、こういう法律の改正も出てきたものだろうと思ふのであります。いまの話は返すようですけれども、どうもそういうこの法律改正の問題に対する認識もあまりないようだ。したがつて調査も十分上がつてこないというふうな説明にも受けとれたので

すが、事実そうであったとすれば、これはたいへんなことで、私はこういう改正に対しては、客観的には非常に必要だという条件の中に政府は提案されたものだと思ひますので、三十六年度末で、いろいろ指定基準を設定するな

んとすることは、少なくともこの日進月歩の経済の変動の激しいままでは、もの笑ひになるだけのことで、三、十六年度といへば、これは二年前のデータでしょう。それがまだ三十七年の一年前も実態把握が出ていない、そういう現状の把握が水産行政の実態である、そういうふうな理解せざるを得ない。だから、今後善処するということが、私にはこれ以上申し上げま

せんけれども、もう少しこういう切実な問題に対応するその態勢はどうであるか、そういうことをよくわかるようにあつて得た資料で明らかにして、はじめてこの審議というものが前向きに進むわけですから、とてもこういうふうなことではせつなく張り切つてこれを審議しようとしても気が抜けてしまふようですよ。これが水産庁の実態だと私は思う。年次報告についても、これは大臣にお尋ねしますけれども、そういうもつと基本的なものをまずつかんで、そうしてこういう状態だから、どうしても、融資保証法もこういう点を改正しなければならぬという、パツク・データはもう少し勉強してやつてもらわないと、水産行政の前進というものはますますおくれる結果にもなると思ひます。これは苦言だけ呈しておきます。もう少し新しい時点における現状というものを知らせてもらつて、そういう実態の中で、この保証法が改正を必要とするのだというぐあい

にひとつ説明のできるような姿勢をとつていただきたい。これ以上申し上げません。

○小宮市太郎君 たいだいまの平均水揚げでは、大体全国平均で七千万円、しかし基準としては五千万円程度ならばよからうというふうな、そういう大体水揚げの点からはそういうお話があつたのですが、実際に各県別にいま明らかでないのですから、ここでお示しはできないと思ひますけれども、私が福岡県のとつて見ると、筑前海、豊前海、有明海と、三海とあるのですが、漁船漁家がいかにかひどいかにわかつて、と申しますと、筑前海で四十四の漁業協同組合があるのだが、信用事業をやつてゐるのは、そのうちの三十四組合だけ、その中で三千万円以下の水揚げというものが十五組合ありま

す、四四〇万ですね。これが三千万円以下の水揚げの組合です。行なつていないものが十組合ありますが、これは全部三千万円以下ですが、もちろん非常に貧弱な組合です。それから豊前海は、金融事業をやつてゐるのが十六組合ありまして、三千万以下の組合というのが八組合ある。これは五〇%ですね。行なつていないのが二組合ありますが、これは三千万以上の水揚げになってお

る。有明海は、先日質問いたしました中で申し上げましたが、二十三組合あつて、十七組合が信用事業をやつておる。これは全部三千万以上。それから、信用事業をやつていないのが六組合ありますが、三千万以下の水揚げとい

うのは二組合ある。そういうふうに見てみますと、漁船漁家が非常に悪くして、いわゆる浅海漁業というか、特にノリ漁業が非常にいいということがこ

こで明らかにしてゐると思ひます。そこで、私、お尋ねいたしたいのは、こういうところに非常に水揚げが少くないところがある、漁船漁家では五〇%になる、こう思ひますが、そういうふうなことがありますと、相当保証の危険率が増大するのじやないかという

ような、そういう心配を持つわけですが、その点についてどういふような措置をおとりになるか、どういふお考えであるか、まずお伺ひいたしたい。

○政府委員(庄野五郎君) 組合事業といたしまして、信用事業を営みますものにつきては、先ほど申し上げましたように、やはり組合員の水揚げ高といふものの大きさととも、この組合の財政の問題を反映するわけでございまして、また資金需要の面等においても、それは一定の資料にならうかと思ひます。そういう点で、根本的にはやはり漁船漁家の振興をはかつてい

くといふことを考えなければならぬと思ひますが、そういう点は、先ほど御説明申し上げましたように、構造改善事業等で漁船漁家として育成するもの、あるいはさらに養殖漁業としての開発の適格性が自然的にも経済的にもある面においては、そういう面を取り

上げて、やはりその地区の沿岸漁家として振興していく、こういう考えでございまして。特に漁船漁家が多いから事故率が多くなる、そういう面につきては、われわれといたしまして、御指摘のような点がございしますので、協会といたしまして保証をつける場合のい

のいふゆる審査といふことにつきては、十分注意をさせて、そういう面の配慮をなさねばならぬ、こういうよ

うに考えております。

○小宮市太郎君 御答弁のとおりであれば、この本旨である中小漁業者、零細漁業者を救済するというその改正が、逆に、担保力の少ない漁民に対しては、貸し付けについては相当きびしくなるのではないか、かえつてきびしくなるのではないかという心配が一つある。そこで、ほんとうに救済するといふ政府のお考えであれば、この趣旨を十分生かすためには、国やあるいは公共団体で、自治体あたりの再保証の制度といふのが必要になつてくるのじやないか、こういうふうに私は考へるのですが、その点について御所見を伺ひたい。

○政府委員(庄野五郎君) この中小漁業融資保証制度の本来の目的は、御承知のようにそういう中小漁業者、沿岸漁家を含みます中小漁業者に対しては、金融の円滑化をはかる、こういうことでございまして、そういう担保力のないものにつきては協会が保証するといふことによりまして金融の道が開かれるといふことが、主眼でござい

ます。しかし、やはり協会といたしまして、この助け合いの、これは相互に助け合うというシステムでござい

ますので、やはりそういう面の運用については十分配慮して、事故率が上がらないようにという配慮はしなければなら

ない、こう思ひますが、一面においては、やはり中小漁業者の金融の道を開くといふ面も考えなくちゃならぬ、そういうところの運用の苦心といふものはあるかと思ひます。まあ、そういうことで中小の漁業者を対象にいたしますので、協会が保証をいたしました

その保証につきては、国の特別会計において保険するというシステムをとつておるわけでございまして、こ

ういふ国の特別会計で保証を保険するというシステムによりまして、そういう面

の打開といひますか、対策は講じてあるわけでござい

ます。

○小宮市太郎君 特に今度の法改正によつて、個人会員が単協の出資金を利用する方がこれでできるわけですね。そうしますと、特に再三前から申しますように、個人の能力によつて何といひますか、危険率がふえるといひますか、そういう心配もあると思ひ

ます。さつき申しました担保力がないとか、非常に経済力の弱い人ですね。そうすると、単協の負担といふのは、危険の負担を軽くするために地方自治体です

ね、市町村あるいは県、こういうものが保証していくといふそういう必要がでてくるのじやないかと思ひます。まあ非常に小さいことになりま

すが、そういうことはないでしょうか。

○政府委員(庄野五郎君) 御指摘のような点もございまして、果の保証協会には組合の会員、それから組合員である個人の会員、それから地方公共団体として果も協会に出資いたしてお

る。そういう出資を基盤にして保証を営む、こういうことになつて、協会に

対する果の出資といふことで、御指摘のような点は目的を達しているわけでござい

ます。

○小宮市太郎君 確かにそういう出資の点が前から行なわれておると思ひ

ます。ところが、最近の地方公共団体の財政といふのは非常にすべて窮乏に

なつてきてゐることも事実なんです。

そうするといふと、この出資といふ

ものがだんだん削られていくと、地方自

第八部 農林水産委員会會議録第

号 昭和三十九年三月三日 【参議院】

1

七

そういったことのないようにしていかなければならぬ。これは森先生からも御指摘のあったような点で、全体的な漁村の経済としてそういうものをどうするかという、農林省としては最も大きな、これは山村でも同じことでございしますが、そういう問題は別途十分検討するということにしたいと思ひますけれども、現状におきましては、そういうような大體傾向をたどっております。そういった御指摘のような、農協と漁協が相当の摩擦を起こすという面は、あまりないのじゃないかと考えております。

○小宮市太郎君 確かに長官のおっしゃるとおり、漁獲のものは漁業協同組合に、農産物は農協にいく、おっしゃるとおりだと思ひます。たてまゝえとては、ところが、ノリ漁業を例にとりますと、初めはノリ漁業をやるについては、資金を貸し出したのは農協なんです、初め出資が、そして農協から金を借りて着業する。何回も何回も失敗したりして、いまやと技術の革新その他で相当漁獲高をあげてきた。今度信用事業をやれば、農村感情として農協との対立というものは、初め出資するときはおれのところの資金でやったのじゃないか。いまになつたらその資金を全部そちらへ積んでしまつて、借りるときはいつでも借りてあるじゃないかという、そういう感情があつて、私が最初申し上げましたように、中央には陳情がなかったかもしれませんが、相当深刻な農協もあるわけですから、おっしゃるのとおり、早急にそういう地域においては対策を立てて臨んでいただきたいと、かように考えます。

○渡辺勲吉君 関連して。さつき一被保証人に対する保証の最高限度の出資額に対する割合、この説明があつたわけですが、これは、いまの実態は、果によつてまちまちですね。五倍ないし八倍。それから協会の保証債務の最高限度の出資額に対する割合も果によつてまちまちである。四倍の果あり、あるいは六倍の果あり。保証料率も日歩二銭あり六銭あり、政府の保証に対する保証率も〇・七、〇・五というふうにあるわけですね。いずれ七月からですか、さらに保証の割合を高めるといふことがあつたのですが、これは一体制度的なものとして考えた場合に、果のそれぞれの協会の保証の財務的な観点から高低あつていいというのか、あるいはこういう制度的なもので、政府もかなりこれは入れて、この機能の發揮に大きな行政的なタッチをしていくわけですから、でき得るならばこれは各果とも同じような歩調で、たとえば一被保証人に対する出資額に対する割合を、最高と称する十五倍を各果同じようにとらせるといふ、内容ともに整備させてそうさせることが望ましいのではないかと考えるわけです。したがつて、各果も同じ保証料率を設定し、あるいは保証率を設定できるという考え方が私は望ましいと思ひます。が、政務次官にお伺ひしますが、たとえばあなたが掌握されている林業信用基金の制度にいたしまして、保証料率は二厘と確定している。また保証金額の最高限度も、基金の払い込み出資額の十倍と確定している。各果のアンバランスをなくして同じ保証機能といふものをやっているわけですか。ところが一方、こうしたような漁業の場合は、

最高あり最低あり、平均はこうだろうというような説明であるが、一林業信用基金のような、そのそれぞれの果の内容を整備して、最高といふものを全部各果が保証する一つの割合に設定するようない行政指導をして、関連する保証料率あるいは保証料率等も同一にこれを規定する。もちろん、果によつてはいろいろの実態の相違はありますけれども、しかし制度としてはそういう望ましい機能發揮させる、原案で考へている最高といふものを各果のとるべき保証割合として強力に指導をし、足なみをそろえるということが制度を押し出していく上においては好ましいのじゃないかと思ひますが、林業信用基金はそういう方向でスタートしている。これは次官はどう考へておられるか、その点をひとつお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(松野孝一君) ただいま渡辺委員の御指摘の点、私もごもっともと思ひます。林業信用基金のほうにおきましては、これは全国一本であります。が、一律にやっているわけではございません。ところが、この漁業のほうの信用保証協会というものは各果に大體ありまして、その内容がいろいろ違つているのであります。出資金の大きさも違つており、またその漁業の種類もおのずから異にしているといふような状況でありますので、いろいろまちまちな状況になつておりますけれども、漸次私どもも、急にはできませんけれども、いまお話しのようになるべく一律にしていくように指導していきたい、こういうふうな考へておる次第でございます。

○委員長(青田源太郎君) ここでしばらく休憩いたします。午後は一時十分から再開いたします。

午後零時十一分休憩

午後一時四十九分開会

○委員長(青田源太郎君) ただいまから委員会を再開いたします。

中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案を議題とし、午前に引き続き質疑を行なうことにいたします。

○小宮市太郎君 前に沿振法の中で、零細漁民に対しては、漁業を離れていくためには、職業の紹介あるいは職業に対する他の訓練をする、こういうようなことで漁村を離れていきやすいようにする、こういう御説明があつて、その施策がなされているわけですが、それについて、この前、漁業者がどういう就職をやつたのか、あるいは、どういう職業訓練をやつたのか、それを資料としていただきたいといふことを申し上げておきましたが、それはどうでしょう、できたでしょうか。

○政府委員(庄野五一郎君) 漁民の転業を円滑化する措置といたしまして、三十九年度において講じようとする施策の中にも掲げてあるわけでございますが、これは労働省の所管でやつておる仕事でございます。その中で、公共の職業安定所というものの、それから職業安定の協力員というものの協力を得て、公共職業安定所で遠隔の地等における職を求める求職者のためのあつせんをやる、こういう組織でやつております。

それから職業訓練所も、やはりそういう関係で労働省の管轄の中で全般的な問題としてやられているわけでございます。直ちに労働省とも連絡をとつて、先生の御要望の、そういう内訳があるかどうか、確かめてみましたのですけれども、全般的な、そういう中の一環として、漁民なり農民なりをやつていくといふことで、まだ、漁民がどういふふうに行つてゐるか、あるいは農民がどういふふうに行つてゐるかといふような内訳が十分出ていない、こういうようなことでございまして、御要望の、そういった詳細な資料が、まだ出し得ない、こういった状況でございます。

○小宮市太郎君 労働省が一緒にやつてゐるから、農業からどのくらい行つたのか、漁業からどのくらい行つたのか、石炭労働者からどのくらい行つたのか、中小企業からどのくらい行つたのか、かわかぬとおっしゃると、せっかく沿振法でもうたつてゐるのに、それが具体的に統計として出ていないといふことになりますと、一体、雲をつかむやうで、どういふ動向であるかわかぬと思ひますけれども、それがわからないうちに、次の手が打てないのではないかとと思ひますが、いつごろになれば、それがわかるのですか。

○政府委員(庄野五一郎君) これは労働省の所管の中に含めてやつていた問題でございます。私らのほうといたしましては、そういった機構が拡充され、そしてまた、私らのほうで就業構造改善対策協議会、こういうようなものを果ごとに設けてまして、そこで漁業労働者の確保という問題、そ

サバその他の回遊魚を網で巻いてとる漁獲でございまして、時期的にも、また資源的にも非常に海況なり漁況と違ったものの変動が多い漁業でござい

網に従事いたしましたる漁獲努力といひまするか、そういうたものが相当大きく、その反面やはり漁況が、資源的な問題もあつて、あるいは海況の問題もありまして悪かった。こういう両面で、まき網漁業が不振だ。そういうことで、まき網漁業等につきましても整理といひますか、そういうた道は、その当時の原因をもとにして講じてきたわけでございます、これが立ち直りつつある、こういうことを三十七年度のあれは示しているのじゃないか、こういうふうに思われます。

○小宮市太郎君　そういたしますと、これは天然資源を捕獲するわけですか

ら、自然現象、いわゆる清流です。海の状況、そういう点が、常に左右する、ということはいわかります。ところが、三十七年になったら、一・三三三とそれをずっと見てみても、年次的に見ても事故率が非常に下がっているわけです。けっこうだとさっき申し上げたとおりですが、この点をもう少し御要望願したいと思います。

○政府委員(庄野五一郎君) この三十七年度の数字の一・三三三と、こういう

事故率でございまして、これは三十七年度全部のものが集計されているわけではございません。未経過のものがまだありまして、この問題は、確定的な問題じゃないわけでございます。三十七年度に保証したもので、三十八、三十九年度にやはり保証期間がわたるもののみ

あるわけでございます。それは一年の債務を保証するものもあれば、三年の分もございまして、あるいはもう少し長い債務を保証する、こういうことでございまして。そういうことで、三十七年の分は、そういうものがいづれもございまして、三十七年は、それが相当、まだ未経過のものが多いということが言えるわけでございます。

○小宮市太郎君　そうすると、三十七年の資料としては、不満足なんですね。不満足というか、十分の資料としてはとれないわけですね。まだ相当これはふえる見込みがあるわけですね。

○政府委員(庄野五一郎君)　下に書いてありますように、「(事故率の算出)」というのがございまして、期間内の代位弁済額を分子にいたしまして、期間内に弁済した額と期間内に代位弁済した額を分母にしてやっておりますわけでございます。期間内ということ、三十七年度は三十七年度の期間内に代位弁済をやりました、それを期間内の弁済額を割ったもので、除してあるわけでございます。また、そういう点で三十七年度全部そろってないということもございまして、これはどういふふうに動か、まだ、そういう弁済状況を今後そろえていかなければならないと思っております、それは時期の関係で、こういうことになるわけでございます。

なお、また三十七年度について低い傾向は、これは確かにございまして、それはいま言いましたように、まき網漁業等におきましても、三十一年から非常に不振であったやつが、整理等で立ち直ってきた、それからアジ、サバといったものにつきましては漁況等も立

ち直ってきた面もあるわけでございますが、一面保証というものが、非常に最近急速に伸びてきてつづつあります。保証額が毎年、大体予算で特別会計の計画を立てて保証額をきめるわけですが、その保証額が伸びてきておる、また保証額が伸びるということについては、果の分も相当入ってくるということもありまして、三十七年は下がり傾向ということはあるわけでございます。

○小宮市太郎君　その点わかりました。そうしますと、事故率の算出では、結局代位弁済がどういふように動いているかということが重要なものになるわけですね。きょういただいた参考資料のページに表が載つてございまして、金融機関別、年度別代位弁済状況というのがあります、これを、どうもごめんどうですけれども、ちょっと御説明願いたいと思うのですが。

○説明員(大伏孝治君)　ただいまの資料につきましては御説明申し上げたいと思います。

この資料のページの表は、金融機関別に、また年度別に代位弁済がどのように行なわれたかという状況を示した表でございまして、金融機関といたしましては、農林中金、信用漁連、それから銀行、その他、その他といたしましては、信用金庫等があるわけでございます。その昭和三十三年から三十七年までのそれぞれの年度におきまして前年度末の保証残高と、それぞれの年に保証をいたしました保証の額、で、それを合わせまして、当該年度の年度末の弁済額、この年度内の年度末までの弁済額をここではAといたしておりますが、その当該年度に弁済

されました金額と、当該年度内に代位弁済をいたしました額とをもちまして、事故率を計算をいたしております。で、合計の欄で申し上げますと、昭和三十三年度におきましては三・六%、三十四年度におきましては五・九%、三十五年度におきましては四・二%、三十六年度・三十一%、三十七年度・一・三三%、先ほど当初に御提出いたしました事故率の動きの数字と合致をするわけでありまして、ここでこの資料といたしましては、金融機関別にその傾向がどのようになっておりますか、ということとを区別をして資料として作成をいたしましたわけでございます。

これによりまして、全体の合計の事故率にたいしては、農林中金からの貸し出しの事故率が、平均よりやや低目に出ておられます。信用漁連の分につきましては、それに比べてやや高目に出ておる。銀行はおおむね、おおむねでございますが、大体平均の数字、その他の信用金庫につきましましては、保証額が金額的に少のうございまして、全体といたしましては、事故が比較的少ないという状況になっておる次第でございます。

○小宮市太郎君　いま御説明を聞きまして、表を見てみると、信漁連が一番多いわけですね、事故率が。ひどいのは三十六年の一・一%近いのがあります。信漁連がほかの金融機関よりも、こんなに多いという理由は一体どこにあるんですか。

○説明員(大伏孝治君)　農林中金につきましては、おおむねこの資金の性格が設備資金が主体でございまして、長期資金におおむねなっております。それに対して信漁連の場合は、運転資金が多いうございます。したがって、先ほど長官から申し上げましたように、西日本のまき網のように資源的に変動があつて、その影響があらわれる状況といたしましては、長期資金は比較的長期に、その危険がならされて分散されておるというのに対して、短期資金におきましては、それぞれ短期資金でございまして関係上、当該年度あるいはその次の翌年に、その事故の状況があらわれてくるということでございまして、長期資金につきましては、長期にならざるのに比べて、短期資金はそれが短期にあらわれるというのとために、このような数字が出ておるというふうに思われます次第であります。

○渡辺勘吉君　関連して。これはなかなか、非常に問題だと思つたのであります。その前に、この資料を確認しなかつたのであります。件数も要求しておつたはずですが、件数、金額、その件数がない。したがって、件数があれば、もう少し実態がよくわかるわけですが、それからもう一つは、保証の申し込みをして拒絶をしたものの資料を要求しておつたが、それがないわけですね。それは一体どうなのか。あらゆる場合に、保証を申し込んだが、この保証を拒んだ事実が、なければならぬ、あればその資料をいただきたいわけですが、さらにその内容に就いて関連してお伺いしますと、長期資金だから、リスクは長期に分割されて負担されるので事故率は低いという解釈ですけれども、それならば、なおさらこれは系統金融の中で頂点に立つ農林中金が、

結果的に事故率が低いということの現状を是認されるべきかどうかということですが、したがって、もちろん資金——ファンドは、信漁連は長期のまかないをする余裕は、中金に比較してないでしょう、ないけれども、こういう事故率の負担の不均衡の問題に考へますと、これは長期であつて、あるいは短期の運転資金であつて、できれば転貸等で信漁連にこれをやらせることによって、中金の事故率が軽くて信漁連が重たいという負担の問題から、これは解決されるのが可能なわけですね。中金が信漁連に系統的に資金を転貸融資をして出すという措置を、もっと積極的にとれば、この問題が解決できるわけですが、その点を行政庁としては、どういふふうに指導をいたしておるか。それをまずお伺いをいたします。

○政府委員(庄野五一郎君)　御要求になりました資料のうち、漁業種類別の保証申し込みに対する拒否事例があるか、あればその数字を出せ、こういうことでございまして、それにつきましては調べましたところ拒否事例はないわけでございます。大体、いままでは転貸が主でございまして、それから大口になりますと、組合員が個人加入いたしましたして、会員となつてやるといふような、承認を受けて、それを保証する、こういうのがございまして、大部分は転貸でございまして、そういう中におきまして保証の問題について、いままでは事前によく打ち合わせをしていまして、ある程度基準なり、あるいは適格性があるかどうか。保証を受ける適格性があるかどうかというふうな点で、組合を通じて協会とよく相談するわけでございますから、申し込みを

して、その申し込みからふるっていくというのじゃなしに、その申し込みがあれは、十分その前に、そういう保証を受ける資格があるかどうかという点を審査いたしておりますから、いわゆる申し込みによって何件集まっても、その中から、ワクの中ではないと。そういうふうな方はいたしてございまして、拒否事例というのはございせん。

それから件数につきましては、御要求があったのを失念して、出してございせん。その内訳は出しますので、至急出します。大体、三十三年から件数といたしましては三千二百四十七件というものが、三十三年の保証件数でございます。それが三十七年になりますと三千七百五十五件、こういったふうな保証件数は出るのでございまして、御要求があれば至急とりそろえて提出いたします。

○渡辺勲吉君 これから件数を出してもらっても、あれですから、これはもういいです。さよう判断したかいたので、もう間にあいませんからいいですが、私が伺った事故率のアンバランスが結果的に出ている。本来ならば短期資金はリスクが低くて、長期資金がリスクが高いわけですが、それが、しかし結果的には、いま説明があったように、金庫が設備資金に投資をしており、それは現物担保もあるでしょう。リスクは非常に低いわけですね、事故率は。そうして信漁連が、運転資金を融資の中心にしているがゆえに、事故率が平均を非常に高く上回っているわけですよ。だから極言すれば、危険の少ない、担保力のある、いいところだけは、金融機関の頂点にある農林中

金がやって、非常に危険の高いものを信漁連にやらせるという、結果的にはそうなる。そういうものをもう少し系統内部で行き届いた扱いをさせるには、信漁連自体では長期の資金を出す資金の構造にはなっていないことは明らかでありますから、中央金庫みずから信漁連に転貸をして、そうしてこんなアンバランスがないような方法を講ずれば、あげて信漁連が、その融資の実態を総合的に掌握することもできるわけですから、私は系統金融としては、そうあるべきだと思つて、そういうことが行なわれていない現状からいへば、行政庁がそういう指導をまた加えるべきではないか、そういう措置をおとりになったのか、また、これについて、今後どういうふうにお考えになるのか伺つておるわけです。

○政府委員(庄野五郎君) 御指摘のとおり農林中金あるいは信漁連等の事故率に差がございまして、これは一応、それ自体の性格として農林中央金庫のほうから出る金は、設備資金の性格のものが多いわけではございまして、信漁連のものはおむね運転資金が多い、それから信漁連から出ます分については、沿岸のやはり小口のものが多く、思つております。大体、そういう統計になっておるわけではございまして、そういう面を反映して、信漁連等には事故率が高くなつたわけではございまして、これについては御指摘のように、やはり中金が事故率の低いものを引き受け、それから信漁連が事故率の高いものに引き寄せられておるということも、結果的には言えるかと思つます。そういう面については、中金と信漁連、そういうところを指導いたしまして、よく

協会ごとに話し合いを進めまして、それをどういう分担で貸すかということについては、すでに北海道とか、静岡とか、そういう進んだところでは、そういう話し合いを進めておりますが、今後やはりそういう方向で、御趣旨の点を徹底して、逆にその事故率の高いものだけを信漁連に引き寄せしないように、そういう措置を講じてまいりたい、かように考えております。

○委員(青田源太郎君) ちょっと質問委員に連絡しますが、大体、三時に農林大臣が出席できるそうではございまして、そのつもりでひとつお願いいたします。

○渡辺勲吉君 関連ですから、簡単に質問しますが、実際事故率を数字で見ますと、各年度とも、事故の比率が二倍以上になつておる。中金の負担している代位弁済の比率と信漁連の負担している比率は倍どころではない、三十三年は倍であつたけれども、三十四年は七倍、三十五年は四倍、三十六年は八倍、こういうことでは、いまここの把握して問題を出す前に、現状を把握してはいるはずの政府は、もっと行政的な配慮をここに加えないと、農業協同組合の系統でも、なかなかどうも、その農林中金に対して、そういう正当な系統金融のありかたを幾ら言つても、なかなか通らない状態に置かれておる、いなかや信漁連は、設立が農信連よりも歴史の浅い、力も弱い、弱いどころか、いつもこのしわをかぶつて系統の中で、こういうアンバランスが出ておるというところは、これは大きなやほり問題の一つとして、合理的な方向に、これは措置していかなければならぬと思つたのです。これか

らでもおそくないわけでありまして、それから、いま申し上げたような点をひとつ、政府としても行政的な指導を十分やつてもらいたいと思つておる。

それで、その負担の経営に及ぼす影響というものは非常に大きいと思つて、代位弁済をして、もちろんこれは求償権があるわけですから、代位弁済をした債権に対しては、優先的に回収する権利を持つわけですから、なかなか、この求償権の発動も、現実には、計数的には出てきていない、こういう実態であらうと思つて、それが、いかに、代位弁済した債権が、その代位弁済債権者に回収になつておるか、こういう実態まで、政府は現状を確認しておられるのか、その点を、まずお伺いをいたしたい。求償権の成績はどうなつておるか。

○政府委員(庄野五郎君) これはまだ、お配りいたしておりませんが、私が持つておる資料に、年度末保証状況と、それから求償権の回収状況というのがございまして、それで御指摘の点は、十分に把握いたしておるわけではございまして、大体、求償権の回収実績は、四割程度というところでございまして、未回収のものもございまして、大体、最終的には、六割ないし七割の間に回収できるものと見込んでおります。

○渡辺勲吉君 求償権の実績は四割で、さらに、希望の観測では六割を回収できる、さらに、そうだとしますと、四割は、完全に、受託金融機関の損失になるわけですね、そうでない、代位弁済でそれが入らないで、う。六割までは回収できるという答弁ですから、四割は入らないと、そうなる、今の業務方法書等による業務の

委託手数料はペイしないわけですね。非常に、受託金融機関の自己負担が重過ぎるわけですね。そういう点について、政府は、どういうふうにお考えになつておられるのか。

○政府委員(庄野五郎君) 保証債務の代位弁済をいたしましたときの求償権の権利主体は協会になつております。それで、求償は協会が責任を持つて回収に努めておるわけではございまして、その求償された分については、保険金支払いという面もありまして、政府に一部納める、こういうことになるわけでありまして、御指摘のようになり、この求償権が組合の経理に響くということはない。協会の負担ということになつております。求償残が残れば、これは協会の運営に及ぶと、こういうことではございまして。

○小宮市太郎君 さつきお尋ねをしたときに、三十四年の事故率の多いのは、西日本のまき網漁業の不振だと、こういう御説明があつたわけですね。私がしろうと考へて思ひます、そういう不振の場合は、運転資金が、大体、中心になるのじゃないかと、こういうふうには思ふのです。これはしろうと考へてですが、御説明いただきました、思ふのです、そうすると、三十四年が、信漁連あたりからの事故率が一番多くなければならぬと思ふのです。ところが、この表を見ると、三十六年がものすごく多いわけですね。こういう点は、どういふように解釈したらいいものですか。

○政府委員(庄野五郎君) 西日本のまき網漁業の不振の状態は、大体、三十一、二年ごろから三十四年ごろにかけて不振であつたわけではございまして、そ

の間に保証しました分でございますので、その弁済なり、あるいは保証に基づきます代位弁済なりは、定期的にずれて、年度がずれて起こってくる、こういうことで三十六年ごろに、そういう影響が強く出てきた、こういうことが言えると思います。

○小宮市太郎君 そうすると、そういう不振の影響がずっとずれて、三十六年に集中的になってきたと、こういうように解釈していいんですか。

○政府委員(庄野五一郎君) そういう傾向は、三十三年ごろから徐々に、三十二年は二・七四％でございますが、三十三年は三・六、三十四年は五・九六、三十五年は五・二と下がりましたが、やはり高く四・二八、三十六年は五・三一、こういうふうになぜなら、三十五年だけが急に高いというわけじゃなくて、大体三十四年ごろから、そういう影響が強く出てきておる、こういうことが言えると思います。

○小宮市太郎君 私がお尋ねしているのは、信漁連の事故率の問題なんです。

で三十三年は四・八六、三十四年は八・六一、それからその次が下がって五・九六、三十六年が一〇・九六、こういうふうになっているわけです。そこで運転資金が中心になっているというさっきの御答弁ですが、ここで非常に急激な変化がありますから、その点を御説明願いたい、こう言っているわけです。

○政府委員(庄野五一郎君) 信漁連は三十六年度一〇・九六、約一一％近い事故率になっています。三十六年に相対しお寄せが起ったと言えのじや

ないかと思いますが、それはやはり弁済期がきましても、すぐ代位弁済するかどうかということも、今の運営では再建、いわゆる返還計画というものを立てながらやるわけでございます、どうにもならないときに代位弁済するというので、返済期を過ぎたら、すぐ代位弁済するというような運営はいたしておりませんが、そういうわけで、いわゆる再建計画を立てながら、それに即応して弁済計画を立てて、そうしてそれに、なかなかない、あるいはそういうものが取れないといったものに、代位弁済の措置を講ずる、こういうことになっております。

そういうようなこともございますし、また三十六年度特に高いのは、一部の漁港等で非常に大きな設備資金といますか、運転資金といますか、漁網、そういうものの問題もありまして、信連から貸しているものでありますし、そういう面のやはり代位弁済が三十六年度にあった、こういうことで、三十六年は特に高くなっております。そういう事情と承知いたしております。

○小宮市太郎君 どうもこれは、私まだ納得いきませんけれども、これはいつまでもやっている、時間ばかりとりまして先にいきませんが、信漁連の利益金が出てくる場合がありますね。そういう場合に、これは税法とも関係があると思いますけれども、信漁連等では、内部留保した場合に、それに対する課税があるので、これを非課税にしてもらいたいという希望があるのです。こういう点について、農林省だけでどうという御決定はできないと

思いますけれども、これに対する御所見を承っておきたい。

○政府委員(庄野五一郎君) 御指摘のような点は、漁業協同組合のみならず、一般の農業等にもあるわけでございます。内部留保に対します分については、そういう御要望もありまして、ちょっといま、詳細記憶いたしておりませんが、三十九年度から、そういう点の改善を、これは協同組合一般として、そういうふうな改善をやる。こういう方向で、ただいま税制調査会等でも検討されている。こういうふう

に聞いております。

○小宮市太郎君 三十九年度から改善ということになりますと、三十九年度から、そういう改善をしていくというお考えですか。

○政府委員(庄野五一郎君) 御指摘のとおりでございます。

○小宮市太郎君 質問を交えまして、ここにいただいた資料の、初めにいただいた資料の五ページの漁業信用基金協会の余剰金の運用状況、この表を見ますと、三十四年預金利回り年利六・二九％、こうなっていますね。ほかのところよりも、ここが一番多いわけですね。だから内容も、よくわかりませんが、けれども、これについて御説明願いたいと思います。

○説明員(大伏孝治君) 御説明申し上げます。余剰金の運用状況の表でございますが、預金の利回りとしたしまして、その加重平均をいたしましたものが一番下の欄に集計してあるわけでございます。

それで三十四年につきましては、その加重平均の年利が六・二九％ということになっておりますが、特に、

この金利が高くなっていますのは、三十五年以降が、全体の金利の引き下げというところで、引き下げを政府全体といたしまして指導されました。その一環で下げられてまいりました関係でございます。三十四年当時、そのときの実勢をいたしまして、この程度の運用がされておる。その後、利下げの指導が行なわれまして、漸次、引き下げが行なわれた。こういう状況でございますので、このような結果になっておる次第でございます。

○小宮市太郎君 さっきから、ずっとお尋ねしたのは、三十四年というのとは非常に不振を伝えられたと御説明がなされたわけですが、ところが、その三十四年に限って、三十四年が一番、利回りは大きいという、私は非常に疑問を持ったわけなんです。ところが、いま、金利の引き下げ等で、そういう点を三十五年以降は考えられたという、金利の引き下げ下げて、どのくらいの引き下げですか。

○政府委員(庄野五一郎君) これは政府全体の金利引き下げ政策があったわけでございます。その中において信連等におきまして、できるだけ下げろという指導をしたわけでございます。が、ただいま、どれだけ下がったかという点は、いま記憶がございませんので、調べまして申し上げます。

○小宮市太郎君 では、簡単なことで、その次に下して下さい。

それから、いまの余剰金の運用について、今度改正になるわけですね。四十二条の一号に、金銭信託を入れたというのが一つあって、それから二号に、今度改正になるのは「その他主務大臣の定める有価証券」を買入得る、

こういうふうになっておる。そこでお尋ねしたいのは、金銭信託を入れた理由と、第二は、主務大臣の定める有価証券というのは、どういうものが予想されるのですか、それをひとつ御説明を願いたい。

○政府委員(庄野五一郎君) 今度金銭信託を運用のあれに入れたわけでございますが、金銭信託といたしましては、やはり利回り等がいいわけでございます。またこの点は、農業と同じように考えて、農業にも、金銭信託というものを入れておりますので、それと同じようにしたい、こういうこととでございます。

なお、大臣の指定する有価証券といたしましては、やはりこれも、これを農業と同じ関係で運営したいということとございまして、特別の法律によって設立された法人の発行する債券及び社債券、それから貸付信託の受益証券、こういったものを予定いたしております。

○小宮市太郎君 それでは、次にお尋ねするのは、少しこれは、直接に関係はございませんけれども、便宜聞きたいのですが、まだお見えになる時間が十分くらいあるようですから、その前からお尋ねしたいと思っております。特に、前々から浅海漁業、特に有明海を中心にしてお尋ねしましたが、有明海に限らず浅海漁業地帯は、産業構造が変わる、というふうな、そういう構造の変化につれて、様態が非常に変わるわけですね。そうして、特に干拓が進められ、というふうになりますと、漁場がだんだん縮小されていく、ということになります。お聞きすると、八郎潟の干

拓、有明海の干拓というのが、これは日本では、まず最も大きい干拓になるのじゃないかというように思われるわけですが、そうしますと、干拓につれて、漁業補償というのが非常な問題になってくるわけです。漁業補償について、どういうように基本的にお考えになるのか、これをひとつお尋ねをしたいと思ひます。これは大臣にお尋ねしたいのですけれども。

○政府委員(庄野五郎君) 漁業補償につきましては、やはり漁業権の内容によりまして、その水揚げ高を資本還元する、それをどういうふうに水揚げを見るかというものが、これは統計資料で十分把握いたしまして、資本還元したところで、それにつきまして財産権としての補償、それから、やはり転換する場合の、そういう準備なり、生活補償なりといった面も考えまして、やはり一般の公共用地の取得等に関する補償基準がございますから、あれに準じて取り扱ってある、こういう状態でございます。

○小宮市太郎君 いままで干拓によって漁業補償したというのは、全国多数にのぼると思ひますが、全般的にお聞きすると膨大なものになりますから、有明海のいまやられておる大半田地先、高田町地先というのですか、その補償は、一体どのくらいになっているのか、いまここに資料はございせんか。

○政府委員(庄野五郎君) ただいま私も十分記憶いたしております。干拓いたしました場合には、十分やはり国営ならば国が主体となり、県営ならば県が主体となりまして、漁業者の代表と十分話し合つて、先ほど申し上げま

したような公共用地の取得をする場合の補償基準といったものを準則にいたしまして、それで話し合ひで、納得づくでやる、こういう方法でやっております。私も農地局長時代に、そういう面で、補償の話し合ひをした経験もあつたわけでございまして、高田町漁区に補償が、どれくらいだったかというふうな御質問でございまして、農地局に問ひ合はせて、後刻また、お答えしたいと思ひます。

○小宮市太郎君 そういう補償の分配といふことが、あとの取り扱ひは、一体どういふようにされておるのか、おわかりであれば御説明願ひたい。

○政府委員(庄野五郎君) 八郎湯等で補償いたしました事例で申しますと、国から補償いたしました分につきましては、大体漁協単位に果があつて、漁業の大ききなり、あるいは漁業に関する資産なりを持つておる、そういう面を勘案して、適正に、自主的にやつておる。こういうふうに承知いたしております。

○小宮市太郎君 そういたしますと、このいまだで漁業をやつていた、いわゆる漁業権の所有者といふか、それは適切な言葉じゃないと思ひますけれども、そういう実態に即応して、個人にこれを配分するといふか、支払われる性質のものじゃないかと思ひます。それはいかでございしょう。

○政府委員(庄野五郎君) 干拓等の場合問題になりますのは、大体ノリとか、そういう区画漁業権が問題になるわけですが、これは大体御指摘のようになつて、組合で管理している性格のものでございまして、この前も御質問があり

ましたように、漁業権の行使の条件によりまして、それをやめていく、こういうふうなことでございまして、そういうことで、組合で、そういう点は従来の、どういう規模の区割りで漁業をやつていたか、そういう点を基準にいたしまして配分をきめて、そうして総会で十分検討した上で、個人別のもので分けていく、こういうふうになつております。従来、そういう問題で、あまりいざこざが起つたことは承知いたしております。

○小宮市太郎君 区画漁業権の共同管理の場合には、その漁協単位に配分されないので、漁業の何といふか、預金といふか、備蓄金といふか、積み立て金といふか、そういう形で、共同管理をしておるといふ事実はございせんか。

○政府委員(庄野五郎君) 全部を、そういうふうな共同管理するといふ事例はないかと思ひます。相当部分は、個人別に配分して、そして一部の共通的なものについては、組合で積み立てて、共同の施設なり、あるいはそういう漁場が喪失するわけにございまして、共同の施設をつくるか、そういう面に使つておる面もございまして、大部分は個人別に配分される、こういうふうな承知いたしております。

○小宮市太郎君 原則としては、個人の権利を喪失したわけですから、あくまでも個人に支払われるべきものだと思ひますが、それはいかでございしょう。

○政府委員(庄野五郎君) 原則には御指摘のとおりだと思ひます。○小宮市太郎君 それは、いまお聞きしたのは、干拓等の漁場を失つた場合

の補償でございまして、二十八年に大水害がありました、その際に、相当水産物の被害があつたわけですが、それから、一昨年ですか、一昨々年ですか、農薬PCPの被害によって魚介類が相当死滅した、これに対して漁協単位ですか、これに対して補償金が渡されたというのですが、そういう事実、御存じだと思ひますが、どういふふうになつておりますか。

○政府委員(庄野五郎君) 二十八災では、これは水産のみならず、農業全般に大被害があつたわけにございまして、また三十七年には、有明海にPCPの被害が起つております。これに對しまして、補償金というののじやなしに、国から災害によりまする損害に對しまして、再生産可能な状態に、これを持つていくというふうなことで、災害復旧のための補助金なり、あるいは天災融資なりはいたしてあります。なお三十六年のPCPにつきましても、貝等の斃死がありまして、稚貝の共同購入をする、そういう補助金が、漁協単位で国から補助したわけにございまして、補償金という性格のものじやないか承知いたしております。

○小宮市太郎君 私が聞きたいことは、PCPの例をとると、PCPの被害の場合に、これはノリには関係がないのです、ほとんど、いまおっしゃるとおり漁介類ですね。特に貝、これが相当な打撃があつたわけですが、それに対する補助金が出たわけで、これも私は知つております。

そういたしますと、例をいつも有明海にとつて相済みませんけれども、組合員の大部分が、ノリの採集をやつて

いるというのは、実際はだんだん零細化してしまつて、組合員に入られないうふうなケースもあるわけなんです。被害の補助金としては貝類や――まあ特に、貝類が多かつたわけですが、そうすると漁協単位で渡されると、実際に打撃を受けた漁民には、それがあまり渡されないうので、漁協のものに保管してあるというのですか、そういう補助金を共同で管理したような形で備蓄している。こういう傾向があるのですが、これについて、長官はどういうふうに考えられるか承つておきたいと思ひます。

○政府委員(庄野五郎君) PCPの被害に對しましては、当時非常に問題になりまして、当委員会でも非常に御審議があつたわけにございまして、當時の対策といたしまして、貝の被害が一番多く、斃死しております。そういうことで稚貝の購入補助と、こういうことに補助金を交付したわけにございまして、有明沿岸等は補助したわけにございまして、また、PCP等の被害は貝に集中する。これは稚魚あたりも影響いたしますが、貝に影響するといふことで、ノリにはあまり影響はないといふことで、當時といたしましては、やはり採算性の高いノリのほうに採貝から転じたといふ、こういう要望もありまして、そういう面の補助も出ておるわけにございまして、御指摘のようになつて、使わないうで組合に積んでおると、そういう事例はないわけにございまして、もしありとすれば、それは補助要綱違反といふことに相ならうと存じます。

○小宮市太郎君 その点、たいへん問題だと私は思つておるわけですが、私も

PCPの被害のときには、近いものですから、有明海に入って調査いたしました。確かに相当の被害があるし、たいへんな騒ぎでした。それに対する手段としては、県では稚貝をそれに植える。それと同時に海のことですから、おかのようには参りませんけれども、土地改良のために土壌改良のために、これを耕すということで、表面の表土を耕すというように、漁民に作業をやらして、それに賃金を与えると、そういうことで当面の問題を片づけた事例を知っております。

しかし、貝をとっているというのが、前から何度も質問いたしますように、今日は、もう漁場が少なくて、ノリ一本というふうなところになって、貝を取っておる連中たちは、漁協に入れないという零細さにあるわけなんです。したがって、その漁協を通じてやると、そういう零細な諸君が結局救われていない。おっしゃるとおり、漁協でもって共同保管をして儲蓄されておるというふうなことは、全部がそうだとは思いませんけれども、実際に私の耳に入るのには、そういうのがあるというのを聞いております。そういう点についてひとつ、十分調査をやっていたかと思ひますが、調査をしていただけたかどうか。

○政府委員(庄野五郎君) そういう補助金が、補助目的に適正に使われておるかとかということにつきましては、会計検査院で検査もいたしておる次第でございます。

なお、三十七年度に起こりましたPCP被害につきましては、そういう事例が一、二件あった分については返

還を命じた、こういう事例もございませう。なお、そういう点があれば、具体的に御指摘下されば、端的に検査したいと思っております。

○小宮市太郎君 ぜひ詳細に調査をお願いしたいと思ひますが、さらに組合の運営について強調されておりましたことは、共販体制を強化していく、そうして漁協の運営を強めていく、こういうことをたいへん強調されておったのですが、これはかなり徹底して、今日は漁協の共販体制はある意味ではうまくいっている、こういうふうな思ひでございます。

ところが、往々にしてノリ等のような景気変動が激しいもの、今日では、たいへんノリがよいというところで、ノリ漁業の盛んな所では、思わぬブームがわいておるといふのが実態なんですね。その共販体制は私にけっこうだと思ひますが、共販をやる場合に、荷受け機関のような中間会社といひますが、ができておることを知っております。と申しますのは、漁協の役員が、いわゆる販売会社のような会社を設立しておるわけですね。そうして、この販売会社みたいなものが、それぞれ商人からも口銭を取る、それから漁民からも口銭を取る、二重の口銭を取つて、いわゆるトンネル・マージン会社みたいなものがあるわけですね。それを漁民は、こう言つておるのです。内口銭、外口銭と、こう言つておる。ノリ会社とか、このから取るのを外口銭と言ひ、組合員から取るのを内口銭と言ひ、私の聞いたところでは、双方二分ずつといひますから、合計いたしますと四分の利益金を取つておる、それが蓄積されておる。そうすると漁協の財産ではな

い。しかし、漁協の役員が、そういうトンネル会社を組織しておる。ところが、ここで利益金を備蓄しておるといふ事実を聞いておるわけですね。こういう点は、なかなか調査もしにくいと思ひます。実態はもっと深刻なものがあるかも知れませんけれども、そういう点も兼ねて、十分ひとつ御調査をお願いしたい、かように思ひます。そういう点はいかがですか。

○政府委員(庄野五郎君) 有明沿岸それから福岡県で申しますと玄海のほう、奥玄海のほう、それぞれノリの養殖業が急速に伸びております。特に有明沿岸のノリ養殖というのは、採算性が非常にいいというふうなこともございまして、拡張されております。これは福岡県のみならず佐賀とか熊本、そういう面においても伸びておるわけでございます。そして、そういうノリの養殖をやつておる漁協は三県だったと思ひますが、昨年ノリ生産の協同組合の協議会というものをつくつて、そこで入札の方法で共販する、こういうふうな体制を固めつつございます。

で、先生が御指摘のように、その間に、トンネル機能的なものが発生しつつあるというふうな御指摘でございませうが、そういう点については、十分調査いたしました。そして、やはり組合の共販体制でもって、そして組合から流通機構に乗せていく、こういうふうな体制を十分検討しながら進めてまいりたいと思ひます。○小宮市太郎君 再三お尋ねをいたしました。さっきの御答弁の中に、貝を採つておるいわゆる採貝業の諸君は、ノリ漁業に転換するといふ、そういう点についても指導をしたい、こ

ういふ答弁があつたかと思ひます。まあそういうことで、零細漁民を救済する道は、適正な組合運営、民主的な組合運営というのが、最もこの点については重要な点でないかと、こういうふうな思ひでございます。

そこで、前にもお尋ねをいたしましたように、密漁の取り締まりを一齐にやつたところが、相当な成績をあげておるわけですね。これは成績をあげることは、まあ非常にいいことだと思ひますが、それについて、この間質問のようですが、漁業協同組合が巡視艇をつくつて、海上保安庁に使つてもらふ、警察に使つてもらふ、県の水産試験場が、それを借りて使つておる、これは無償貸与なんですね。こういうことはいい悪いは別問題として、漁民に与える影響といふのは、いろんな意味で複雑なんですね。そういう点、御存じであつたかどうかお尋ねしたいので

す。○政府委員(庄野五郎君) 御指摘のように、やはり漁業秩序というものは、十分これは守らなくちゃならぬものでございませう。これは漁民が、それぞれ秩序ある漁業を営むということにおいては、漁民相互の監視ということも必要であらうかと思ひますけれども、やはり国とし、あるいは県として、そういう漁業秩序の厳正な順守といふことのために、それぞれ監視艇を設ける、取り締まり船を設ける、こういうことで進めております。御指摘のように、有明沿岸のノリの組合で船をつくつて、これを海上保安庁に提供して、そういう点、先般御質問がございましたので、県のほうに直ちに連絡して調査してもらつておりま

すが、まだ調査中ということで、これがどういふことになつてゐるか、詳細に判明いたしておりません。

ノリ漁業につきましては、やはり新しい技術を導入するとか、またその漁場の条件に合った品種のノリを栽培するとか、いろいろ技術的な面がございまして、県の試験場等の指導は濃密に受けておる状態でございますが、そういう面においてはやはり組合所有の船等に、県の試験場がやはり利用するといふ面は、これは有明海のみならず、その他の面もあるわけでございませう。そういう面が、強く主張されている面もあるかと思ひますが、海上保安庁に巡視艇をつくつて提供するといった事例は、まだ聞いておりません。なお詳細取り調べを県に連絡しておりますので、詳細なことがわかりましたら、適当な機会に御説明したいと思ひます。

○小宮市太郎君 お答えのとおり、漁業の改良あるいは技術の指導等について、地方自治団体の財政の關係から、あるいは直接の利害に關係することから、漁業協同組合が試験船をつくつて提供する、そして漁獲をさらに一段と向上していく、こういう点については、仰せのとおりだと思ひます。しかし、私が特にお聞きしたいのは、警察と保安庁に、それぞれ船をつくつて提供しておるといふこと、こういうことは、まあ金があるから、そういうのをつくつてやつて使わせているというふうには簡単に考えられぬと思ひます。そういう点について、まだはつきりした調査の返答がないからというのじゃ、どうも私も納得できない

のですね。どういふふうにお考えなのか、はっきり考え方を聞きましておきたいと思ひます。

○政府委員(庄野五郎君) 漁業法に

基づきます取り締まりといったものは、国なり県がやるべきものだと思います。ただ、どういふ形態になっておりますか、実態を把握しなければわかりませんが、県の取り締まり官等がまゐりましたときに、巡視する場合に、随時、船を一々県から回すというわけにいかない場合に、組合の船を短時間使用するといったような面もあるかと思ひます。使用形態等によりまして、いろいろ問題があるかと思ひますが、本来、国なり県なりが、十分施設を整えて取り締まるべきものだと思ひます。

○小宮市太郎君 私調べたところでは、三池海上保安部の巡視艇として使

われておるのは、五十八馬力の高速ディーゼルエンジンをのせて速力十三ノット、これはその目的のためにつくってあるわけですね。それから警察で使っているのも、やはり十一ノットなんです。三十八馬力の高速ディーゼルエンジン、金額は三隻とも百七十五万円、進水はこの間あったのです。しかも強化プラスチックの十二人乗り、目的が初めから、そのために漁協がつくって提供している、こういうわけですね。こういう点、どういふふうにかつ承つておきたい。

○政府委員(庄野五郎君) 取り締ま

りの面は、もちろん先ほど申しましたように、国なり県なり、公的機関がやるべきものだと思います。ただ、取り締まりにつきましては、やはり地

元漁協等の協力も必要であるかと思ひますが、そういう協力のしかたにおいて、いろいろ問題があるかと思ひます。そういう点は十分実態を把握いたしましてから私としては意見を述べたいと思ひますが、やはり地元の協力を得て漁業等の秩序維持ということはやらなくちゃならぬかと思ひます。取り締まりの実体は、やはり国なり県というところにあるかと思ひます。なお漁業法では、警察権ももちろんその県の機関の中に入りますのでございませう。そういう面におきまして取り締まりの権限はあるわけでございます。それに対して地元の協力がやはり度を過ぎるかどうかという点でございます。上で、そういう点は十分実情を把握したては、是正しなくちゃいかぬ、こう考へております。

○小宮市太郎君 まあ陸上の犯罪にし

ても、海上の犯罪にしても、これは一般人の協力が必要であることは当然なんです。地元の協力があることは当然なんです。協力のしかたなんです、私に問題だというのは、この前かい方いろ申し上げましたように、大体一方において暴力団がもう海に出てきておいて、それでノリのこまを一括して漁業協同組合連合会とかからもらった、それをこま幾らとして売りつけている。明らかに漁業組合の組合員でないものがもたらうはずもない、もたらうら違法だし、また売るといふのも違法である。そういう事実が実際にあるわけです、一方において、それからそういう暴力団の一味といふんですか、若い者が海に入つて、違反漁業と思われる落ちノリ等の採取をやつておる者を恐

喝してそれから金銭を取っている、こういう事実もあるわけで、巡視でもって公式的な巡視はなされるけれども、一方においてそういうものが起きてくる、こういう複雑な状況があることを私は聞いておるわけです。ですから、おっしゃるとおり地元の協力というのは、確かに必要でもあるし、いいことだと思ひますけれども、その辺に割り切れないものがあるわけです。ですからこの前も申し上げましたように、こういう点については調査をしていただきたいてい申し上げた。調査するとおっしゃったんですが、ただ、農林省、水産庁で文書やあるいは電話等でただお聞きになるような調査では、たいした効果もなければ、ほんとうのメスを入れることにはならぬと思ひますけれども、調査の方法をどういふようにお考へですか、これをお尋ねしておきたい。

○政府委員(庄野五郎君) 先般御質

問がありまして、県に連絡をして県の実情等を伺つたわけでございます。調査は電話でやる、こういうような考へでございます。先生に早くお答えしたほうがいいと思つて県に照会したわけでございますが、いろいろと調査の方法にはあるかと思ひます。なお、その暴力団等の点でございますが、こま割り等につきましても、これは漁業権行使規則につきましても、全部県知事に委任してあるわけでございます。県知事がそういう漁業権の免許等の仕事は一切責任をもってやるわけでございます。それでまず県知事がどういふふうにしてそういう点について取り締ま

りをするか、またどういふふうに行っているかというところは、県から詳細報告を求めるのが順当かと思ひますが、それで十分な報告が得られない場合には、国の現地調査ということも考えられる、こう申し上げた次第であります。

○小宮市太郎君 大臣が見えるまでも

うちよつと聞きたいと思ひますが、長官はノリこまの一こまはどのくらいか御存じですか。

○政府委員(庄野五郎君) 全国的に

いろいろございまして、承知いたしております。

○小宮市太郎君 それじゃ話にならぬね。大体一こまと有明海で言つてゐるのは三十間の十間三百坪で一反の広さ、これは御存じですね、一反であることは。

○政府委員(庄野五郎君) これもと

ころによつて違ふようございまして、大体一こま、今度漁業災害補償法で養殖共済としてノリこま……、ノリの分も引き受けるわけでございますが、そういう点で県別にやはり違ふようございまして、災害補償法では一さくといふふうに出ておられますが、一さくは千葉等を標準にいたしますと四尺の十間、こういうふうには承知いたしております。これも県によつて非常に違ふわけでございます。どこか……、大和町の地先はどうなつておるか承知いたしております。

○小宮市太郎君 それでは初めからな

かなかそういう点で食い違つておつたわけですが、私の一こまというのは、有明海の有明漁連の共同管理をいたしておりますその行使規定の中に、一こまといふのは陸上で言う一反、三百

坪、三十間の十間、これがどの程度が大體一世帯の漁民として適當であるかということが、基準としてたいへん問題になっておるのではありませんが、こういう点についてはまだ詳細わかりませんですかね。

○政府委員(庄野五一郎君) これは個人差もありますので、一こまが、どれくらいがいいかというところは、なかなか申し上げにくいと思いますが、こういう点については標準的なものがあるかと思ひますので、調べましてお答えいたしたいと思います。

○小宮市太郎君 さつきお話しのように、取り締まりについても、あるいは漁業権行使の運営についても、県知事が許可をしたり、あるいは漁業調整委員等をまじえてその適正な配分をする、こういうふうになってゐるのをおしやると思ひます。ところが、その県その県によつて状況も違つておりますから、指導の方針あるいはそういうこま割りの差異もあると思ひます。ところが、福岡県においては一世帯五こまというのが大體標準の基準だ、こういうふうな指導もされております。ところが、そういうふうになつてまいりますと、だんだん漁区の拡張ということが行なわれてきてゐるわけですが、最近では漁区の拡張ということ、どうすると、一応配分がきまりますと、その区域以外のところはいわゆる禁止区域だということになります。

農林省でできた以外のところは禁止区域ということになる。その禁止区域において操業をする場合も、やはりこれも違反漁業ということになるわけですか。そういう点もお聞きしたいのですか。大臣がちょうど見えてまして、たい

へんお忙しなおからだのようですから、これはあとでまたまとめてお聞きしますから。

○政府委員(庄野五一郎君) 簡単にございいますから、お答えしますが、ノリは区画漁業権によつて行使をいたしております。それで区画漁業権は区域をきめて認許するわけでございます。区域外でやることは違反になります。

○小宮市太郎君 さつき申し上げましたように、大臣がお見えでございますから、私のほかと若干ございいますけれども、大臣に対する質問をしていただいて、そのあとにしたいと思ひます。

○委員長(青田源太郎君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(青田源太郎君) 速記を起して。

赤城農林大臣が御出席になりましたので、この際、大臣に対し質疑を願ふことにいたします。

大臣に対し質疑願う方は、御発言を願ひたいと思ひます。

○矢山有作君 非常にお忙しいところを御無理願ひましたが、すわつてやりますから、どうぞすわつたままでお答え願ひたいと思ひます。

午前中、庄野長官のほうにお伺ひしたのですが、農林水産行政の最高責任者が見えまして、一つ二つお聞きしてみたいと思ひます。

御存じのように、沿岸漁業等振興法の第一条には、その沿岸漁業の目的というものがはっきり掲げられております。御承知のように、「沿岸漁業等の生産性の向上、その従事者の福祉の増進その他沿岸漁業等の近代化と合理化に關し必要な施策を講ずることによ

り、その發展を促進し、あわせて、沿岸漁業等の従事者が他産業従事者と均衡する生活を営むことを期することが出来ることを目的とする。その地位の向上を図ることを目的とする。この二つを圖るわけですね。そこで、今後この沿岸漁業のあるべき姿といふものを目標に設定をされて、諸種の対策を講じていかれようとするのか、このことをひとつ具體的にまず冒頭にお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(赤城宗徳君) 他産業との所得の格差を縮小する、非常に沿岸漁業家は零細でございいますので、むづかしい問題ではございいますので、必ず等につきましまして、一つの方法として

は構造改善をしていくということで指定等をいたしておりますが、その構造改善等におきましても、漁業というよりも養殖の方面に重きを置いて、養殖適地を開発して、それによつて所得を増す、あるいはまた、それと兼業的に所得を増すというふうなこと、あるいは大型魚礁等をさらにふやまして、そういう漁場をつくつていく、こういう面等におきまして所得を増していくというところを考へておるわけでございますが、非常にむづかしい問題でござい

ますが、いろいろな面から方途を講じていきたいと思ひております。

○矢山有作君 いまの大臣の御答弁も、先ほどの水産庁からいただいた御答弁も全く同じなんですね、私もこの沿岸漁業というものを、この第一条の目的に沿つてどういふに具體的につくるかというところを聞いておるわけなんです。で、その際、養殖の問題や

構造改善事業の問題が出たのですが、そういう施策をやつていく中で、具體的にどういふ沿岸漁業というものを中心に考へて、そのようないまおしやつたような諸種の施策をやるのか、こういうことを私はお伺ひしたところ

が、この問題については水産庁長官もはつきりしたことを言われません。あなたも同じようなことをおっしゃつたわけですね。だから質問と御答弁をいた

だいておるのが、全くかみ合つてこないわけですね。そこで、私はそれをかみ合わせるようにせぬことには、議論が發展しませんので、ひとつお伺ひしたいのですが、年次報告を読んでおりましたら、こういうことが書いてありま

す。これは三十三ページをこらひいたきたいたのですが、その中「五トン以上十トン未満層は、三トン以上五トン未満層にくらべ、一人当たりの資本設備率が高く、したがって一人当たり付加価値も高いが、売上利益率、企業利潤等では逆に少なくなつてい

る。」云々ところとあるわけですね。あつて、最後のほうにいきまして、三トン未満層のうち一トン未満層が無動力船層に近いとわけて零細な経営であるため平均数値を低めており、三ト

ン近くになると專業漁家として成り立つ漁家の割合も高くなつてゐる。――この最後のところですね、これをひとつ頭に置いていたかと思ひます。そういうことを言つておつて、もう一つ三十五ページのほうの上の「漁家経営の今後の方向」というところを見ていただきますと、その中「今後わが国の沿岸漁船漁業にお

いても漁船、漁具等の技術の進歩により省力化をすすめる、拡大された経営規模により高い生産をあげるような家族的経営の育成を目標とすべきである。」と、こういうふうな言つてあるわけですね。

これらから見ると、私は想像するのに、いわゆる沿岸漁法で掲げられた第一の目的に沿つて沿岸漁業として三トンないし五トン未満で、そこらのところの経営規模を一つの中心に置いて諸施策をやるうとしておられるのではないかと私は想像するのですが、その点はどうなんですか。

○国務大臣(赤城宗徳君) この分析、いまお読みになつたとおりで、やはり三トン以上五トン未満程度が、三トン近くになると、專業漁家として成り立つ漁家の割合が高くなつておる。こ

ういふ分析でございいますか、やはり沿岸漁業としては三トン以上のものにしていく、こういう資本設備をしていくといふことが、これはねらいであることはもちろん御指摘のとおりだと思ひます。そういう意味におきまして、その

次の三十五ページにありますように、結論的に「協業等の導入により生産性のより以上の向上を図る必要もある。」こつた分析でございいますので、協業等の進め方もしていかなければならぬ、こつた分析でござい

ます。

○矢山有作君 それでは確認をしたいと思いますのですが、三十三ページの『9』といふところから割り出しても、三トンないし五トンの漁船経営といふのが、他に比して非常に有利な条件にあると、そういうところの分析から、先ほど私が申し上げましたような方向とい

うものが出てきたんじゃないかと思ひます。ところが、三トン以上五トン未満の漁船漁家のいわゆる所得といひますか、それが他の産業と比べた場合にどういふ状態にあるかということを中心としたのが、三十八ページに載つております。残念ながら三トン以上五トン未満あるいは三トン未満無動力船層あるいは五トン以上十トン未満、こういうふうに分類をして対比してありますので、いま私が、中心になつておるんだらうと言つた三トン以上五トン未満のものと直接の比較ができないのが残念なんです、その表の13のところで見ると、漁船漁家というのは、全都市勤労者世帯よりも所得水準が低いことはもちろん、農家よりもさらに低いわけですね。そう出ているわけですから、そうすると、そういうような状態からなつた場合には、はたして三トン以上五トン未満の漁船漁家の一つを中心の目標として沿岸漁業等の振興をはかられる場合に、沿岸法の第一条の目的に沿つたような私は沿岸漁家の育成は考えられぬと思うのです。そうすると、この沿岸法を作られた以上は、政府の責任としてもそれらの点を十分分析検討しながら、その第一条の目的が達成されるよう漁船漁家のイメージといふものがあつてしかるべきじゃないかと思うのです。それがなしにやられていゝんでは、これは私は法律の趣旨に沿つてこない、こういうふうにするのですが、その点の御見解は。

○国務大臣(赤城宗徳君) そういう意味におきまして、三トン以上の漁船漁家を育成していく、こういうねらいでございますが、同時に、この冒頭にもあります、養殖漁家の勤労者との比較

較を見ますというと、非常にいいわけでありまして。漁船漁家と比較していい。三十七年度のごときは二三・四、こういうふうになつています。そういう観点からも、先ほど冒頭に申し上げましたように、構造改善等におきまして養殖漁家が養殖を兼ねる、あるいは養殖を相当導入していくというふうなことで、沿岸法の第一条の目的に沿つて進めていきたい、こういうことを申し上げたわけでございます。

○矢山有作君 そうなると、まあ沿岸漁業のあり方の重点を、私は養殖といふものを取り上げていくことによつて切り抜けていくこととされておるのだと思うのです。

そうすると、もう一つ問題が出てまいりますのは、同じく年次報告の三十三六ページのところをごらんいただきました。その上のほうに、「つまり、養殖漁家では漁船漁家とことなつて漁業所得の向上は価格上昇より生産性の向上に強く依存しており、このような生産性の向上は前述したような技術の向上によつてもたらされたのである」として、その次に、「付加価値率を養殖漁家平均で三十五年以降に降下して見ると漁船漁家とは逆に低下している。これは豊度の劣る漁場の開発が進んでいるからであらう。」というふうにあるからでもあらう。こういうふうな指摘されています。もちろん、そのほか物理的経費の増大とか、あるいは養殖資材の経費、人件費、そういったものの価格の影響といふものもあるかもしれない。しかしながら、少なくとも、そういう指摘が行なわれておる状態の中で、養殖漁業一筋にたつて沿岸漁業の振興をはかつていくという

のが、私は少し甘過ぎるのじゃないか、こういうふうにお考えなのですが、どういふふうにお考えになりますか。

○国務大臣(赤城宗徳君) 一筋にたよるといふことは、確かにいまの分析から見ると甘いのだらうと思ひます。そういう意味におきましては、やはり養殖と兼業といふような面、それから一番先に申し上げましたように、大型漁礁等の設置によりまして魚族の保存といひますか、増殖、こういうようなことも考えなくならぬと思ひます。

○矢山有作君 養殖の問題はあともう少し詳しくお伺いしたいと思ひます。もちろん、養殖一筋にたよるといふことであるなら、その次の柱としてお考えになつておるのは、私の想像するところでは、沿岸漁業構造改善事業だらうと思ふのです。ところが、この点は午前中にも水産庁長官にお伺ひしたのですが、私が昭和九一年の平均を一〇〇として、そして各府県別の沿岸の漁獲高の指数を調べたところによりますと、非常にでこぼこがあるわけですね。つまり格差がある。伸びて

いっておるところ、こういうところがあるわけですね。ことに漁業といふのは、自然的条件に支配されることが非常に大きいという面も考え合わせるときに、こういう府県別の漁獲高の推移などを見ましたときに、いまやられておる沿岸漁業構造改善事業のように、一律に一府県に一地域を指定してこれを推進していくという形では、問題が出てくるのではないかと思ふのです。

どういふ問題が出るかといひますと、幾ら金をつぎ込んで、自然的な条件その他からして、どうにもならない地域もあるかもしれない。ところが、一方には、そういうところにも金をつぎ込むから逆の面が出てまいりまして、ここに金をつぎ込めば、沿岸漁業としてはどんどん発展していく可能性があるのだといふところに金がついていかない、そういう弊害も出てくるのじゃないか。したがって、沿岸漁業構造改善事業を推進していく上にも、そういう点の分析といふものを十分におやりにならぬと失敗をする可能性がある、こういうことを私は考えておるわけ

です。そこで、そういう状態をお尋ねしましたら、まあ長官のほうからいろいろ御答弁があつた。ところが、その構造改善事業を、はたしてそれは各地域の実態、いろいろな漁業との間の関連等を考慮して、実際に統計の上できちつとしたものを整備して事業を進められておるのかといふと、私は必ずしもそうではないといふ御答弁を午前中にいただいたのです。そうなつてくると、この沿岸漁業構造改善事業といふやつも、お考えになつておるような、また、法が目的としておるような沿岸漁家を育て上げていくには、あまりいまの行き方では役に立たないことになるんじゃないか。この点の心配が出てくるわけですね。そういう点について、大臣はさらに一そうそうした地域間の格差だとか、あるいは各地域の漁場の条件、自然条件、あるいはまた漁業間の格差、あるいは実際の漁業の状態、そういったものをしさいに検討されて構造改善事業といふものも考え直していかれる、そういうおつもりかど

うか、この点一つお伺ひしたい。

○国務大臣(赤城宗徳君) もちろん、構造改善そのものの着想といひますか、これは当然いい着想でございます。しかし、その着想を現実に移した場合に、いま御指摘のようないろいろな面がもちろんで出てくると思ひます。養殖構造改善等におきましてもそういう点が出てきておりますが、特に漁業の構造改善には、いろいろ改めなくちゃならぬ面が、あるいは調査をもつとすべき面があると思ひます。私はぜひそういう調査をまた綿密にし、改めるべきところは前向きで改めて進めていきたい、こういうふうにおつております。

○矢山有作君 その際にもう一つ私は御注文申し上げておきたいのは、この前に農業の問題でお話いたしましたときに、農業基本法にいたつておる農業と他産業との格差を解消して、農業従事者と他産業従事者との所得の均衡をはかるという大目的が出ておりますが、それと関連して所得倍増計画が立てられ、その所得倍増計画では二町五反といふものを一つの目標にして、そしてそれは家族労働力三人でやるんだと、収益が大抵百万円程度を見込んでおる。こういう形のものが出ておるわけですね。ところが、それがすでに大きな間違いじゃないかといふことを申し上げたと思ふのです。それはなぜかといひますと、普通の勤労家庭においては一人の者が働き、そして家族を養つておるわけですね。農業の場合には三人の労働でもつて、そしてその勤労者と同じの所得水準にしようといふのですから、すでに農民の労働力は一一般の勤労者の労働価値の三分の一しか見られておらないといふ大きな

矛盾がある、こういう点を指摘したと思うのです。ところが、そういう点からして、それよりもなお劣っておるのが沿岸漁民の事態だと思ふのです。だから沿岸漁民をほんとうに治振法にいうような状態にまで引き上げていくというのには、これはなまやさしい仕事ではないはずです。養殖の問題にしたところで、あとから申し上げますが、

は、養殖に非常に重点を置いておられますし、また沿岸漁業の構造改善事業にも重点を置いておいでになるようです。ところが、最近では漁場の荒廃が非常に激しいわけです。漁場の荒廃の実態は、一体どういう状況にあるのか。このことは大臣からお伺いするのは無理ですから、水産庁のほうからお伺いをしたいと思います。

でございまして、十分練つたつもりで
 ございますけれども、いろいろまた報
 告の分析、内容等におきまして十分で
 ない点が多いと思います。来年度から
 は御注意の点なども十分検討いたしま
 して、よりよい報告のできるようにい
 たしたいと、こう考えております。

○矢山有作君 水産庁長官はあとから
 ひとつお願いいたします。

れで、ただいまわれわれのほうで推計いたしております埋め立て、干拓に伴い漁業が不能になった面積、三十二年から統計が多少ございますが、それによりますと、大体二万二千四百ヘクタール程度に相なっております。なお補償契約が締結してその後の工事がまだ進んでおりませんが、予定されるものは、ただいまの二万二千を含めまし

換といったようなことを考えていくということと、それからまた、こういうところに工場ができます場合におきましては、そういう工場に転職していくという道もあつせんする、こういうような方向で進めております。

なお、こういう面につきまして、構造改善との調整においては、界のいわゆる産業開発計画と十分事前に打ち合

いろいろな問題がある。沿岸漁業の構造改善事業でも、またあとで申し上げますが、いろいろな問題があります。だからほんとうに法律をつくつたならば、その法の実現というものは真剣に考えていただいて、具体的にそれを裏づけていく制度なり、あるいは財政の面を考えていただかないことには、から念仏に終わると思うのです。それをも一つ申し上げておいて、ぜひひとつ来

○國務大臣(赤城宗徳君) 御承知のよう
に、法律そのものには、すでにき
まっておるものを、権利關係としてあ
るいはきめるような法律もありまする
し、また、ビジョンというほどでなく
ても、将来に向かってこういうふうに
したいと、こういうような目的を畫い
てある法律もございます。治癒法等に
つきましても、実態を考え、実態から
前進させるべき目標といひますか、沿

すが、賛成していただいて、それを具体化するためには、もちろん政策面、財政面から処置していただくのはもちろんですが、一番大切なのは、私が繰り返して申し上げておりますように、沿岸漁業のあるべき姿というものを頭に描きながらひとつやっていただきたい、このことをなおひとつ申し上げてい、このことをなおひとつ申し上げておいて、もうこれはそういうつもりで

そのうち半分が工事進行中で漁業が不能に近くなつておるものでございませう。あとの二万二千ヘクタール程度は、本契約が成立しておりますので、今後の工事の進むにつれて操業不能になる面積、こういうふうにわれわれのほうでは推計いたしております。

なお都市下水なり、あるいは工場排水によりまする漁場の被害につきまし

わね、優良漁場あるいは産卵場といふような点の喪失を最小限度にとどめる、そういう調整策を事前に講ずるように検討しておる次第でございます。

○矢山有作君　この間、衆議院の本会議で社会党の赤路議員のほうから質問をされたときの数字が出ておるわけですが、それによりますと、三十三年、あれは水質二法の制定された年だと思ひますが、それから三十七年までの

年次報告を出されるときには、政府として沿岸漁家というものはどういうものと考えておるんだ、そうしてその沿岸漁家をつくり上げるならば、他産業との格差は解消されていくんだ、そういう一つの目安というものを、やはり打ち立てていけるようなそういう年次報告をつくっていただきたいと思ふ。それでなくして、沿岸漁業を沿岸漁業としてとらえ、中小漁業を中小漁業

岸漁業の漁船、漁家等の所得が他産業と均衡のとれるようなものにした、こういう目標を持っておるわけであります。したがって、その目標を持って政策を行なう以上は、いまのお話のように、予算の裏づけとか政策面を打ち出して、その方向にもつていかなくちやならぬじゃないかというのは、まことにごもっともでございます。ぜひそうしたいと思います。同時に、たが

やっていたら、御答へ要りませんから、一つの目標が設定されるのに、かなる政策を講ずるかといったって出てこぬわけですから、だから沿岸漁業のあり方について一つの目標というものを、こういう沿岸漁家を育てれば、それによって所得格差が解消されていくのだという、そういう一つの目標といたうものを持っていただきたい。それでは私は政策の効果は出てこないでなければ

ては、これは内水面が特に多いわけですが、なにお海面等におきましても、東京湾の重油の廃油によるノリリ被害とか、あるいは三重県の四日市の地先における廃油等によって魚に異臭がつく、そういったような面があるわけでありますが、そういった面を含めまして、報告されております三十七年までの被害金額というものは、約五十八億程度というものが報告され

が出ておりますね。三十三年が千二十八件。三十三年以来を考えると、四千二百件以上の水質汚濁の問題が起つておる。これだけたくさんいわれる水質汚濁の問題があり、さらにまた埋め立てにしても、かなり膨大な埋め立てが行なわれる、こういうことになるわけですが、それに対する対策としていま御説明になりましたようなこ

としてとらえ、その中でだけ問題点として取り上げてみたところで、真の問題点の所在というものは、そういうふうな個別的に取り上げるだけでは出てこないのですから、漁業全般として取り上げることで、初めて真の問題の所在が明らかになるのですから、そういうかまえて来年の年次報告には対処していただきたいと思います。

その次にお伺いしたいと思います。

沿岸漁家あるいは中小漁家というだけ個々のにとつて、それを分析したり、政策をとつてみては総合的にならぬじゃないか、関連をもつて年次報告等においても報告をするように、また政策面におきましても、ほかとの関連を考へながら打ち出すべきではないか、これも私そう思います。いつかもこの席で申し上げましたように、ことしの漁業に関する年次報告その他は、最初の年

い、こういうふうに思います。

○国務大臣（赤城宗徳君） その目標を持つべきだと思います。

○政府委員（庄野五一郎君） 漁場の荒廃の状況でございしますが、これは埋め立てなり干拓により漁業が不能になった状態と、それから都市下水とか、あるいは工場排水の水質の汚濁によりまして漁業が非常に被害を受けておる、そういう両面があるかと思えます。そ

ております。件数は、三十七年度でございしますが、千二十八件というふうなものが報告されております。それで、この地先については、大臣が本会議等で御答弁になったいわゆる水質三法の水質基準というものによって工場排水を規制してその汚濁を防止するというようなこともございますが、漁場の埋め立て、干拓による喪失分については、やはり構造改善等の中で漁獲の転

とで、私はたして目的が達せられるのか、達せられないのか、非常に疑問な感じがするのです。というのは、これだけ漁場保全、そうして沿岸漁業を振興させるために漁場を確保していくことが主要な問題だと思うのですが、それに対して年次報告で触れておるのは、九ページのところに、「内水面漁業の生産の動向」というところの終わりのほうでちょっと触れてあります。

ね。「水質二法の制定によって、水質保全の措置がとられつつあるほか、内水面漁業生産のため積極的な対策としては、種苗の移植、放流等の措置が講ぜられる。」、こういうふうな触れ方をされておる。それからさらに六十五ページを見ていただきたいと思うのですが、六十五ページにもいささか触れておいてになります。「水産動植物の繁殖保護」という項の真ん中より少し下のところに、「沿岸および内水面における魚類の棲息環境の一般的な悪化の原因の大きなものは、工業化、都市化の進展に伴う水質の汚濁であるが、これについては、」云々といつて、ずっと書いておいてなるわけです。ところが、実際に水質二法が十分に生かされて適用されておるか、あるいは水産資源保護法が十分に生かされて活用されて、そうして漁場の荒廃を防止するという対策が真剣にとられてきたのか、こういうことを考えてみると、私は非常にその点においては真剣な努力が払われておらぬのじゃないかという感じがするわけです。特に公共用水域の水質の保全に関する法律等で水質の指定水域として指定されたものが、三十三年以来たつた四水域しかない、こういうような状況になっているわけですね。そうすると、私は長官が答弁になつたように、真剣にこの水質汚濁の問題なり、あるいは埋め立ての進行に對して、漁場を守っていくという努力が払われておるかどうかということに大きな疑問を持つわけです。それから、この漁場の荒廃防止ということでは、現在ある水質二法あるいは水産資源保護法というものを最大限に活用して真剣に取り組んでいただかないと、

一生懸命一方では沿岸構造改善事業をやつてたくさんのお金をつぎ込んでいつて、そしてまた養殖を進めていく、ところがそれが水質の汚濁でだめになる、あるいは埋め立てでだめになる、こういうようなことになつたのでは、沿岸漁業構造改善事業の成果も上からぬし、養殖を幾ら振興させようとしても、そこにも限界が出てくるし、さらにそれによつて沿岸漁業の振興をはかつていくということができなくなつていくのではないか。だから、この漁場荒廃防止という問題はもう少し前向きな形でひとつ取り組んでほしい、こういうふうな思いがあります。あとで私も考えておる考え方がありますので、それを申し上げて、そういう方策をとられるかどうかということをお伺いしたいと思ひますが、関連質問があるようでありますので、関連質問をやつていただいてからその問題に触れさせていただきます。

○小宮市太郎君 関連。大臣にお尋ねしたいのですが、前の重政農林大臣のときも申しましたが、八郎潟の干拓、それから有明海の干拓について、農林省と企画庁とで相当大幅な構想といひますが、農業改革の新しい手段として計画を検討されているということと、ちよつと仄聞しておられますけれども、これはどういふように進められておるものか。それともう一点は、干拓をしたりあるいは人工島ができれば、その帰属はどこの県につくのか、どこの村につくのかということが非常に問題になるわけですね。農林省とは直接関係ないと思ひますけれども、これは自治省との関係だと思ひますけれども、そういうことで今度自治省は干拓について

その帰属を明らかにする、争いを避けるために特別立法を考えておるといふことを私は仄聞しておるのですが、干拓の点から農林大臣はどういう御構想がおありになるのか、ひとつ承つておきたいと思ひます。

○国務大臣(赤城宗徳君) 先の質問からお答えいたしますが、水質の汚濁、これは非常に工業化した点もありまして、陸においてはスモッグ、水においては汚濁という点が非常にあり、また区域の指定も三十七年から三十八年、四河川というふうなことでございまして、非常におそろしくなつていた傾向があると思ひます。この水質の汚濁の面は日本ばかりでなく、アメリカ等でも、漁業面から非常に問題になつておるようです。アメリカが問題になつておるからというわけじゃございせんが、水質汚濁に對しては、水産資源保護法、その他を活用しまして、積極的に前向きでやつていきたいと思います。

それからの干拓の問題でございしますが、有明、中海のほうを私よく承知しておりますが、八郎潟は、前に私の農林大臣時代に手をつけて、今度完成いたしました。これは学校も道も何もないところでございまして、一つの行政の村をつくるというんですか、村をつくる、役場から、その他行政機関等も全部をそろえていかなければならぬ、こういう形で自治省において、今国会に村をつくる法律といひまうすか、そういう法律を出すことに相なつておると思ひます。有明、中海等の帰属その他の点につきまして、経済企画庁と別に、私どもの考え方が違つておる面があるというふうな私聞いて

おられません、事務的にいろいろ打ち合わせているかと思ひます。その点、私、いま承知しております。八郎潟につきましては、先ほど申し上げたようなことで、ひとつ村をつくつていく、そのために法律を出す、こういう運びをいたしております。

○小宮市太郎君 八郎潟の点はよくわかりました。有明海の沿岸の干拓計画等を仄聞するところによると、新産業都市と一緒にするわけですね、沿岸です。まずその有明・大牟田地区といひますが、熊本県の八代の近所から、ずつと筑後川の downstream までです。あのベルト地帯といひますか、沿岸地帯です。これがまた干拓をやるといふ計画、それと新産業都市という計画、こういうものと一緒にすると、これはもういろいろ問題が起きてくると思ふのです。さっきの水質汚濁の問題も、もちろん出てきますし、漁場の荒廃という点とは、目に見えてわかつてくるわけですね。干拓と新産業都市との関係です。この点について明快な農林大臣の方針がないと、これはたいへんな問題が出てくると思ひますが、その点ひとつ、農林大臣の農業の立場からひとつ、所見をお伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(赤城宗徳君) これは岡山のどこでしたか、今度干拓するところはいま、笠岡などにも例があるのございしますが、農林省といひましては、耕地とすれば干拓するわけではございませうけれども、近隣が非常に開けてきて、工業用地に中途から使いたいというふうな地元の要望なども強く出てくる場所がございまして。そういうような面では、この間も話がありましたか、

私は初めから工業用地として、何も農林省はやる必要はない、耕地としてやるのだけれども、近辺の発達上、どうしても工業用地等に必要であり、また水もそういうところに回さなければならぬ、また、そのことによつて地元の負担が軽くなると思ひますか、ほかのほうで負担するために、耕地を受け取るものの負担が軽くなるという場合には、結果的に見て、そういうことを認めてもいい場所もあるじゃないか、そういうのは、まあ具体的に検討していくよりほかはないというお答えを、衆議院のどこかで私いたしたことがありまして、たゞとて、有明の干拓等におきましては、耕作地としての目的で埋め立てたのでございまして、その一部を吸収するといひますか、一緒にするといふような場合には、具体的に差しつかえない限りは、そのほうと協力していくという場合もあると思ひます。そういう場合に水質の汚濁の面や農業あるいは漁業に支障がある場合には、その支障を除去するような方法でやつていかなければならぬと思ひますが、方針といふことを尋ねられますと、どういふふうにお答えしていいかわかりませんが、場所によつて、やはり工業地帯になる場所があると思ひます。干拓した場合、その場合に農業のためや漁業のために支障のないように、これは補償を得るといひますか、それははっきりさせていかなければならぬ、こう思つております。

○小宮市太郎君 関連です。長らく質問はできませんけれども、そこに住んでおる漁民、農民の願いというのは、

将来農業はどういうように政府は考えておるのか、漁業はどう考えておるのか、それを新産業都市をどう発展させていくかという、こういうことで目標がないわけでは、いまのところ。つまり大きくいうとビジョンがないわけですね。ビジョンというおかしな言葉ですけども、ビジョンがないわけですね。したがって、あるいは農業干拓だからこれには入植をして農業をやつていこう、そういう人もおもしろいし、あるいはこれは将来工業地帯として有望だから、だからそういうものを頭に描いてその配分等に向かつていく者もおもしろい。あるいは漁民については、漁民はまた違った意味の考え方でいきたいと思います。一つの目標というか、一つの案というものが産業体の構造の案というものがはつきりしていないものから、それでも非常に迷つておるといふのが実態だと思ふ。いわゆる将来何をやるかという定着した考え方がないわけですね。ですからその点を農林大臣が特に企画庁ではどう考えておる、通産省はどうだと、こういうような農業水産つまり企画、通産当局等の政府としてまとめた方針というものを、住民が安心して一つのものを掲げるものを出していただきたい、こういうふうに思ふのです。希望になりましたけれども、御所見をお伺いして終わります。

○国務大臣(赤城宗徳君) これは干拓の場所ばかりでなく、新産都市の中に含まれる農業地、あるいは新産都市の周辺における農業地、これは特別にどういうふうな農業を持ていくかというふうな方針を持たなくちゃいかぬと思ひます。同時に、新産都市

のおもなる管轄庁であるところの経済企画庁等とも協議して進んでいかなければならぬと思ひます。そういう面におきまして、実は専門的の調査費というふうなものを三十九年度の予算の中に計上しております。一つの方向をつける、そういう関連しておるところの構造改善その他についての方向づけをしていくために関係省とも協議し、また私どもの意見も申し述べまして方向づけをしていく、そういう考えを私も持っておりますし、御指摘のようにしていきたいと思ひます。

○矢山有作君 漁場荒廃の問題については、私は早急に措置をされぬという、いまのように非常に急速な速度で工業化が進み都市化が進んでおる状態の中では、それからくる圧力のほうが強く、水質を保全しようというふうな力のほうが弱い。したがって押し切られてしまつて、漁場荒廃の度がますます増大するといふおそれがあると思ふのです。この問題については、去年の沿振法の審議のときにも重政農林大臣に強く要望したんですが、その際重政さんも大臣がおっしゃると同じように御答弁なさつた。ところが御答弁なさつて、じゃ真剣に取り組んでそれをやろうという姿勢が出ておるのかと具体的にそれを考えてみると、私は具体的にそれが出来ておると思ひないのです。たとえば、これは通産省からもらった資料ですが、工場排水対策についてというのがあるんですが、水質保全の問題に就いておるんですが、その内容を見ますと、昭和三十六年七月七日付で調査基本計画を公表し、昭和四十五年度末までの調査水域百二十一を示した、この百二十一水域の中から昭

和三十九年度まで四十二水域が選定され、水質調査を実施または実施することになっている、こういう状態なんです。そしていままでやつたのは、先ほど言ったように四水域にしかすぎない、こういうテンポでいっておつたんでは、とても漁場荒廃を防止しようといふことにならない。しかももう一つ、「三十九年度において沿岸漁業等について講じようとする施策」、この中で、「生産対策」のところ、ちょっと水質保全のことを触れております。それを見ましても、全く軽く触れておるだけなんです。「工業化、都市化の進展に伴う水質汚濁を防止するため、「公共用水域の水質の保全に関する法律」および「工場排水等の規制に関する法律」により、水質基準設定のための調査をひきつづき七水域について実施するとともに、水質基準の設定を調査済水域のうち八水域について行ない、これにもつづいて水質保全の措置を講じ、工場排水等による沿岸および内水面における魚類の繁殖環境の悪化の防止に資する。」と、たったこれだけなんです。そういうテンポののろいことでは、今日のような工業化の進展の速度の早い状態の中で、とても対処していくことはできない。したがって、昨年重政さんもそのことは十分認識されて、各機関と連携をとつて、その点については万全を期する努力をする、と、こうおっしゃつた。その結果が「講じようとする施策」になつて、たったこれだけで出てきた。これじゃ大臣がここで御答弁になつたことが、一々施策の面に出てきておらぬということになるわけですね。その点では赤城農林大臣は非常に力もおありになるし、ま

た農林水産関係の人々からも非常な期望を受けておるのですから、やはりいまおっしゃつたことが前の重政大臣のようない言ひばなしにならぬように、今年度から真剣にこの問題に取り組んでいただきたいと思ふ。そうしなきゃ、とても水質汚濁の防止なんといつてもできるものじゃないと思ひます。そこで、私どものほうで考えております問題は、私どもの、それをやつていただける気持があるかどうかということ、具体的にひとつ申し上げてみたいと思ひます。

その第一は、水質汚濁の防止をやるために、当面水質二法を強化してもらつて、一つは水質調査着手前でも、漁場にとつて重要な水域は指定水域にして、水質基準設定までの間漁場の水質を悪化させぬようにしてはどうか、こういう措置をとつていかれるおつもりがあるかどうか。

それから二番目は、そのために関係工場に排水処理施設を完備させる。特に新設工場については排水施設を完備してないものは許可しないという方針をとる。それから三番目は、紛争のあつせん、調停、仲裁に関する規定を加えていつて、弱い漁民が泣き寝入りにならぬようにひとつしてもらわなければいかぬと思ふ。そのことについてはこの間の衆議院の質問で見ますと、四千二百三件も被害件数があるのに、そのうちで仲介に付されたものは、わずかに十八件だといふことを赤路議員が指摘しておられます。したがって私どもはそういうようなことではこれは困るわけなんです。だから三番目としてそういう施策を考えられるかどうか。

それからもう一つ大切なことは、被害漁民というのは非常に零細なんです。からね、したがつていわゆる無過失賠償の規定というものを加えてほしいと思ふのです。現実には水質をよこして損害を漁民に与えたときには、その賠償をたとえ無過失であつてもやらせる。そこまですれば、私は水質保全といふものはかなりの効果をあげられると思ふ。

まず、水質関係の問題について、その四点をどういうふうにお考えになるかひとつお伺いしたいと思ふのです。○国務大臣(赤城宗徳君) 水質の汚濁除去につきましては、それぞれ四つの面とも適切な方途だと思ひます。これは私のほうだけできめ得ない問題の中にあります。たとえば関係の工場に排水設備等を完全にしなくちゃいかぬという、工場の許可条件といひますか、そういう条件などもあります。で、ほかの大臣、ほかの省とも協議いたしまして適切なものは進めていきたいと思ひます。無過失賠償等は、法律論いろいろあるかと思ひますけれども、できればそういうことにしたほうが私はよいと思ひます。いずれにいたしましてもこれは検討いたしまして、各省とも連絡いたします。○矢山有作君 無過失賠償の例は、ほかにもありますから、ですからこれは私は立法化していくのにそうむずかしい問題じゃないと思ふのです。それからもう一つ、他の省との関係等を考えておやりになつていただくと、はけつこうなんです。ところが、どうも考えてみると、他の省で一番関係のありそうなのは通産省ですね、これは

通産省にはなかなか強い力がひつてお
りましてね。いわゆる会社の経営
者の人たちは、水質がどうこうとい
うよりも、とにかく自分たちが工場
をつくってもうけるのだというこ
のほう
が先に立つ、案外その意見に押されて、
通産省の腰がわりあい強いわけ
です。それが農林省はとくく押されてくるお
それがありますので、事実押されて
るから、今まで水質二法がつくら
れても十分な施策がでなかつたん
だらうと、私は想像するんです。で
すからその点については、零細な
漁民を守るの、日本の沿岸漁業を
振興させるのだというかたい信念
を持ってひとつ対処していただ
きたい。これはもう要望になりま
す。ひとつそういう決意でやって
いただきたいと思います。

それからもう一つは、漁場の埋め
立て干拓を行なう場合、代替漁場
を提供するということもひとつ真
剣に考えていただきたいと思います
と思うわけですね。で、そのこと
によって漁民の生活権を確保す
る、それを考えていただく。その
ためには、漁民やその子弟の受け
入れを埋め立てを行なう地方公
共団体や業者による義務づけると
いうことも必要なんじゃないか。
最近埋め立てをやつて工業の誘
致をどんどんやります。そして土
地を買収し、あるいは漁業権を買
収するときの約束は、一世帯から
一人は雇つてやりましようとい
うようなことを言つて案外安く買
収したところがある、実際に会社
が発足してみると、なかなか雇
つてくれない。雇つてくれたと
しても臨時雇用です。そういう
ことでは、これは漁民というも
の、また農民だって同じですが
救われな。したがって、それに対
しては私も国が責任を持ち、さ
らに地方公共団体や業者が責任
を持って犠牲になつた漁民の職
を保障していく、こういうこと
をひとつ考えていただきたいと
思うのです。これについてさうい
ふ方向でやっていただけるかど
うかお伺いしたいと思います。

○国務大臣(赤城宗徳君) いま御
提案になつた三つの問題、事務
当局に検討さして進めていき
たいと思います。
○矢山有作君 それからその中
でも一つ気になる問題があります
。それは何かといいますと、二月
の二十九日の新聞を見ますと、
土地収用法関係二法の改正案が
まとまつたと、こういうわけ
で。その中に、土地収用法の関
係として、土地収用法の適用対
象を、海面の埋め立てなどに伴
う漁業権などの収用ができるよ
うにする、こうなつております
。しかも、その収用の場合には、
緊急判決で二カ月以内にやれ
るということも考えられてお
るんじゃないか。そうなるわけ
ですと、これは漁場の喪失という
問題は、これはたいへんな問題
になつてくるわけですね。その
点を大臣はどうかにお考えに
なつておられるのか。こういう
ような状態に對処して、早急に
私がいま言いました七つの対策
を整備されなければ、手おくれ
になると私は思うのです。

○国務大臣(赤城宗徳君) その新
聞に出てゐる面、まだ私も協
議にあずかれない問題でござ
います。しかしながら漁業権の
問題は、なかなかやかましく
い問題で非常に長くかかります
。いまのお話の代替地を見つ
ける、あるいは職業の転換を確
保するということが必要だろ
うと思つてます。その収用法に
よつてどういふ方法で収用法
で適用するかという問題につ
きましては、なお検討をいたし
たいと思つてます。まだ私ども
の検討の範囲には、それはまだ
来てなかつたのであります。
水産資源保護法は、先ほども
申し上げましたように、事務
当局に検討さして進めていき
たいと思います。

○矢山有作君 それではひとつ死
んだ法律でないよう検討して
いただくために、いまできる
ことをひとつずつそくやつて
いただきたいと思います。これは
本会議で渡辺委員のほうから
指摘が

ありましたが、水産資源保護法
の第四條の中に、「水産動植物
に有害な物の遺棄又は漏れ、そ
の他水産動植物に有害な水質
の汚濁に關する制限又は禁
止」、こういう条文が出てお
ります。これをまずひとつやれ
というこ
とで。それから法律がありな
がら、これが実際に適用され
ておらない。実際にある法律
を適用しないようなことで、
私が言つたような問題を真
剣に私は取り上げていただ
けたいというこ
とを信賴をしてくい
なす。この点どうい
うふうにお考えになりますか。

○国務大臣(赤城宗徳君) 水質二
法を中心にして、いまの水産
資源保護法第四條の命令等につ
きまして活用するよう検討
いたします。
○矢山有作君 それから土地収
用法関係二法の問題については
、よく御承知になつておられ
ますが、これは新聞の報ずる
ところによりますと、建設、
大蔵両省が中心になつて改正
案を検討して、最近内閣法制
局を加えて三者の間で意見が
一致したということになつて
おります。そうすると、これ
はただ漁業だけの問題じゃ
ないで、農業にとつてもたい
へんなことになつてくる。そ
うすると、ひとつ農林大臣は
早くその内容というものを
知つていただいて、処置して
いただきますと、これは閣議
決定になつて法案になつて
しまふと、たいへんなこと
になりま。もしこういう法律
をつくられるなら、それに対
する対策というものが農林
大臣としては十分にお考え
になつていただきたいと思います
。この点どういふふうにお
考えになりますか。

○国務大臣(赤城宗徳君) すぐ調
べて検討いたします。

○矢山有作君 それからその次
にお伺いしたいと思つて
いますのは、沿岸漁業等振興
法の第三條に(国の施策)とい
うのが出ております。その十
号に、「職業訓練及び職業紹介
の事業の充実、漁村地方にお
ける農業、工業等の振興等
によつて、沿岸漁業等の経営
に係る家計の安定に資する
とともに、沿岸漁業等の従事
者及びその家族がその希望
及び能力に従つて適当な職
業に就くことができるよう
にすること」と、この問題に
ついて、一体具体的にどう
いうふうなことが行なわれ
ておるか。この問題について
は小宮委員からも御質問があ
つたところなんです。具体的
なものというものはまだお聞
きしておりません。さらにま
ださういふふうな成果をあげ
られたかというふうなことも
年次報告に出ておられませ
ん。そこで沿岸振興法の(国の
施策)の大きな柱としてこの
職業転換の問題を掲げられて
おると思うのですが、これを
具体的にどういふふう
に実現していける構想がある
のか。いまのような職業訓練
あるいは職業紹介の状況では
、沿岸漁村という地理的な条
件その他の特殊な環境を考
へた場合には、なかなか私は
これは成果があがらぬと思
つてます。その点でこの第十
号を生かして、ほんとうに
安心して職業転換ができる
という体制をつくり上げる
ための具体的な方策という
ものをお持ちであるならば
お伺いしたいわけですね。

○国務大臣(赤城宗徳君) 事務
当局から御答弁申し上げます。

○政府委員(佐野五郎君) この件につきましては、午前中もお答え申し上げた次第でございますが、これは水産庁だけではなかなかできない仕事でございます。やはり関係の労働省とも十分連絡をとりながら職業転換の道を開いていく、こういう努力を払わなければいけないと思っております。まあそういうことで、労働省とも連絡をとっておりますが、労働省といたしましては、やはりその公共職業安定所というものは、これは全国にやはり四百五十カ所、一県約十カ所平均になっておりますが、そういうものを拡充して、そこでそういうたあせんにつとめると、そういうことでございますが、職安いわゆる職業安定所から非常に遠隔な地域があります。これは漁村や山村等に非常に多いと思いますが、そういうところも求職者のためというところで職業安定協力員、これは全国で、いま拡充いたして、約二千人程度の職業安定協力員というものを設置してございまして、そういう遠隔の地に、職安から離れたへんびな土地におきます求職者の利便をはかるために、そういう協力員をさらに活動を強化して、そういうへんびなところの求職者の利便をはかる、こういうふうな考えられております。われわれとしても、そういう一環としてこの水産関係の求職者が他産業に転業する場合、あつせんにつとめたいということを考えておるわけでありまして、その際、やはり職業訓練というものが必要であらうと思ひます。職業訓練所につきましては、現在累計は三百カ所ほど設立されておりますが、そういうところに、やはり希望する職種によりまして必要な技能を

与えるといった事前の訓練をいたしまして、そして転換の道を開いていくし、また安定した転換先をあつせんする、こういうことをいたしてあります。そういう面では、われわれのほうでも午前中お答え申し上げましたが、就業構造改善対策委員会といったもの、これは職安の幹部の方も入つてもらつておりますし、また漁協その他漁村の実態をよく承知している漁村側の人にも出てもらつて、そこでよく労働の市場の状況、あるいは希望する側の漁村の状況もよく話し合つて、実態に即するような職業紹介なり職業訓練が行なわれるように、意思疎通なり打ち合わせの場、そういう点で漁村からの転職について十分漁村の意思が反映されるような職業安定の運営なり、協議会の運営なり、あるいは訓練所の運営等に意向を述べるといふシステムをとつております。御指摘のように、こういう問題はなかなか困難な問題であります。が、今後ともそういう点に力をいたしてまいりたいと、こういうふうに考えております。

○矢山有作君 そこで、私は今度は大臣からお答えをいただきたいのです。が、もう少し前進した考え方ができないかと思うのです。というのは、御存じのように、石炭産業の労働者の問題について、いろいろな職業あつせん、あるいは職業訓練のための施策が講ぜられております。それを見ると、失業保険の期間は失業保険をもらう。失業保険の期間が切れたら一日四百五十円、三年間は支給をしてくれる、失業者に職業訓練を受ける場合に、職業訓練手当というものも出される。それから職業訓練を受けて一年以内に就職をすれば、就職手当というものが七十五日分もらえる。一年以上、一年半以内に就職すれば五十日分もらえる。一年以上の場合には、三十五日分もらえる。なお遠隔の地に就職して住宅が要する場合には、住宅資金の貸与がなされる。さらにその遠隔地に行くための移住手当といふものも、そういうものも出る。こういうような方策が講ぜられておるわけですが、ところが、今日沿岸漁民の問題、あるいは沿岸漁民でなしにさらに農業の問題を考えると、農業基本法の中でも、いわゆる農民を、過剰な農民の人口を削減するためには職業転換といふことを言つておつたと記憶しておりますが、漁民にしては、農民にしても、農業なりあるいは漁業をやめていくといふのは、いわばこの石炭産業の労働者と同じように、職から離れていくと同じことなわけです。そうすれば、農民に対してそれぐらいの施策をやつていく腹がなければ、なかなか沿岸漁民を他に転業させようといつても、口では言えますが、実際問題としてできない。農業の場合でも同様だと思ふのです。そういう点についてお考えになる御意思はありますか。

○国務大臣(赤城宗徳君) 石炭労働者とは相当違うところもあると思ひます。雇用の安定といふことは、もちろん考えなくちゃいけません。が、石炭労働者と同じように扱つていいものかどうかといふことにつきましては、さらに検討の必要があると思ひます。雇用の安定といふ面につきましては、一そう力を尽くしていきたいと思ひます。

○矢山有作君 ぼくは変わったところがあるとは思ふのです。たとえばそういう労働者が今までおつた職をやめて他に転業していく。農民や漁民がいままで職業としておつた農業や漁業を離れて他に転職していく。これは条件は全く同じなわけです。そこで問題を考えていかなかつたら、第三条七号でこういうことをうたつていても、私は円滑な実施は考えられないと思ふ。私は昨年、ちよつとヨーロッパのほうに行つたときに、一つフランスの制度を見て、これはわれわれから言わせれば、いろいろ問題がありますが、あそこでは離農を促進するのにどういふことをやつてゐるのかといふと、土地改良会社といふものをつくつて、そこが老人の土地を買い上げ、あるいはまた、若い人などでこかに農業をやめて転職したいといふ人に対しては、今度、職業訓練を国が責任をもつてやつて、その間の生活は保障する、そして、その人の土地や住居等は、その土地改良会社が全部の責任をもつて買い上げる。そして、農業專業でやろうとする人たちに對してそれを売り渡す、こういうことをやつてゐます。このやり方には、日本ですぐこれを適用するといふことは問題があると思ひます。といふのは、日本では雇用制度が不完全である、社会保障が不完全であるから問題はあると思ひますけれども、そういう面を補完していきながら、なおかつ、こうした転業といふ問題をやるうとするならば、幾ら内輪に見ても、石炭産業の労働者などに比べれば、政策は打ち出していかぬと私は不可能だと思ふ。そういう点で頭から大臣

が、これはむずかしいからちよつとできそうにない、そういうようなあまり弱腰にならず、ひとつ強気でこの問題を検討していただきたいと思ふのです。

○国務大臣(赤城宗徳君) 一つの御意見でございますけれども、私は遠うといふ意味は、石炭産業の方だと、石炭産業に帰れない、背水の陣でどうしてもしなければならぬが、農業等ににつきましては、農業に帰れないといふ者ばかりではないと思ひます。帰つてもいい者でも、外へ出たら収入が多い、収入がよいといふ面もいろいろありますので、そういう事情はよく検討しませんが、石炭と同じようにやつていくことは悪いことではないけれども、現実に行なつていくといふ点について、まあ、相当検討してみなくては、実行に移し得ない、こう考へておるものから、さつき答へ申し上げたような次第でございます。

○矢山有作君 これは私は、そういう考え方は、いわゆる日本の農業にしても、沿岸漁業にしても、現在の規模で拡大して生産をあげて、他産業従事者並みの所得を保障するといふことは私はやれないと思ふ。というのは、いまの状態では、社会保障の面、雇用政策の面が不完全な点もありますが、同時に職業訓練や職業紹介の点でいろいろ不完全な点があるから、それで農民にしたところで、社会保障的な意味で、土地を持つていて出ていくといふ形になるわけですね。沿岸漁民でもそういうような事情だらうと思ふ。そうしますと、そのことを踏まえてものを考へになるのでしたら、これは

もつと突っ込んで言えば、景気が悪くなつていけなくなつたら、また農業に、あるいは漁業に逆流していった方がいいのだという考え方がつながらんと思ふ。それではいままでの農業政策、漁業政策と同じように農民を踏み台にして、そうして一部の資本の金も上げの手助けをするという政策から一歩も出でこぬと思ふ。私はそういうふうな判断をする。離村をしたり、漁業から離れて他に転換をしていくという人には、それができ得るような態勢というものをつくつて、そうしなければこれはどうにもならぬわけだ。だから、この問題はいまの大臣の御答弁ではこれは私はいけないと思ふ、もう少し前向きで考えなければ。

○国務大臣(赤城崇徳君) それは雇用面、訓練面、そういう面はぐつと前向きに考えてやつていくべきだと思ふ。また、いきなりと思ふ。ただ、フランスの例なんかを御引用なさいますけれども、フランスの例だと、買ひ上げてしまふ。買ひ上げてしまふから、もうもとに戻さぬという形でやるから、そういうあとの政策も続いできてくると思ふ。そういう前提のものがないのに、初めから外へ行くものには、訓練期間も、その他就業期間にも手当を出していくことのほうが、そのほうが先走ることにはむしろいい。こういう意味におきましてもしも前向きで検討いたしますけれども、前提が石炭山が閉鎖した、あるいはまたフランスの例だと土地は買ひ上げてしまつた、こういう前提の上に立つてならば非常にいい、またそうすべきだと思ふ。しかし、これは非常に一つ一つの御意見でございます。

前向きで検討したいと思ふ。

○矢山有作君 いい御意見とほめられたいが、しかしこれは誤解があつたらいいけないと思ふので、もう一べん申し上げる。フランスの例をとりましたが、日本ですぐそれをやろうといつたつて、これはなかなかできません。それをおっしゃるような前提としての社会保障とか、あるいは雇用政策の確立がなければだめなんです。これを踏まえて、それを完備しながら、一方で離職をしていくという希望者に對しては、離職ができやすいような、先ほど言ひましたような職業訓練を受ける場合の手当あるいは離職をしていく場合の手当、こういうものも考へていんじやないか、というふうな意味で申し上げたわけなんです。したがつて、前提条件を抜きに話をしているわけじゃない。社会保障の充実とかあるいは雇用政策の確立とかという前提条件は、これはもう政府全体として真剣に考へなければならぬ問題だと思ひます。これは私は農林大臣だけの問題でなしに、池田さんを中心にして真剣にこの問題を検討しなければいけません。だがそれをやつていただくと同時に、私は第三条の七号というものを實現していくために、ひとつ職業訓練、その他については、石炭産業労働者に對してとられたような方策を、前向きで検討されませんかということを申し上げた。

○渡辺勤吉君 関連してお伺ひします。抽象的では非常にあれですから、いまの問題を私具体的な問題に直してお伺ひしたいのですが、というのは、農林省でその実態を把握した結論として、開拓農家の中で第三類に分類

をした農家は、農家としては成り立たないという結論を下して、そうして全園で約二万六千戸をこえる開拓農家は、自分らの努力をもつてははいかんともしがたい、開拓農家としてはうぢを捨て、村を捨てて離脱をしなければならぬという実態に置かれてゐるわけなんです。ところが、彼らには組織的な力も弱く、その問題を訴えるすべも弱いために、炭鉱労働者のような反映なしに、わずか三十九年度予算では四十万という離農手当で拳家、離村をしなければならぬ。そういう運命は、私は石炭産業の斜陽的な方向によるところの問題とその社会的な性格というものは同じだと思ふ。だとするならば、こういう開拓農家で、すでに政府によつて分類されて開拓農家としては落第という判を押された二万数千戸に及ぶこういう農家には前例があるのですから、石炭労働者と同じような措置をとることが、これは政治の公平なあり方じゃないか。こういう点を前向きにお考へになれば具体的に石炭労働者の場合と当てはめて同じようないゝるな施策というものをとおりにする、そういう内容で前向きにお考へになるのか、そういう点を具体的な事例としてお伺ひしたい。

○国務大臣(赤城崇徳君) 開拓農民で離農する者に離農資金で四十五万円を出すということにことなつてゐるのは、御指摘のとおりでございます。これは石炭産業の場合のような手厚いといひませんが、そういうことにはなつてゐませんが、一つのステップだと思ひます、そういう方向への、ですからいろいろな面から検討してみたいと思ひます。

○矢山有作君 それじゃひとつ大臣のおっしゃつたことを、私も信用いたしますので、来年の通常国会くらいまでには、ぜひ重要な柱として掲げられておる漁民の職業転換ということ、が、漁民の犠牲に於いて行なわれるのでなしに、円滑にいくような、いま申し上げたような制度等も真剣に御検討いただきたいと思ひます。

それから最後に、もう一つお伺ひしたいと思ひますのは、魚価の安定対策の問題なんです。これは沿岸漁業等振興法案の審議のときにも、私も魚価安定対策をどうするか、その対策というものを明確に打ち出してほしいといふことを強く主張してまいつたんですが、それがいられなかつたわけなんです。そこで魚価の安定対策というものを具体的にどういふふうにか考へられておるか、特に多獲性大衆魚といひますが、その場合に価格変動が激しいだけにその必要があると思ふのですが、それについていままで行なわれておる制度は、魚価安定基金法なり、それから漁業生産調整組合法、この二法があつて、サンマについてはいささか手が打たれておるようです。しかしながら、それ以外においては何らの手も打たれておりませんし、またサンマに對して打たれておる施策にしても、不十分な点があるのじやないかと思ふのですが、この魚価安定対策というものを、具体的に今後どうなさつていくおつもりであるかということをお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(赤城崇徳君) いま御指摘のような面を強化していきたいと思ふのでございますが、加工の設備を拡大する、あるいは加工の面を広げる、あ

るいは貯蔵、これは産地及び陸揚げ地及び消費地、両方でございまして、そういうところの貯蔵、あるいは冷凍の設備、あるいはまた流通対策として、ことしの予算では金でできた何といひますか、何回も使えるようなものをまあ流通対策なんかの一助にしております。従来やつてゐるようなものを強化することとていきたいと、こう考へております。

○矢山有作君 しかし、それでは私は魚価の安定対策、特に多獲性大衆魚の安定対策にはきわめて不十分だと思ふのです。これは私の調べ間違ひがあるかもしれませんが、もし間違ひがあつたら、それを御指摘いたして御説明をいただければいいのですが、いまサンマに對して対策がとられておりますね、その場合のサンマの価格が十一円を割つたときにその施策が動いていゝるようです。その場合に、十一円という価格はどういふところからはじき出されたのかということ、ひとつこれは専門の長官のほうからお伺ひしたいと思ふ。

○政府委員(庄野五一郎君) 魚価対策でございますが、いま魚価対策としてとつておりますのは、いわゆる生産調整とそれから調整保管、こういう二つの道をとつております。それでサンマについては、御承知のように、非常に漁、不漁が不安定でございますので、また価格も変動しやすいということ、生産調整とそれからいわゆる調整保管による価格の安定、こういうことをやつております。なおそのほかに、イカなんかについても、やはり調整保管の道が講ぜられておりますけれども、幸いにして魚価が非常に強気で動いてお

りますので、発動はいたしておりません。

なお、生産調整の問題といたしましては、まき網等についても、やはり生産調整をやっているのはまき網三つ、そのほか二つということで、五組合について生産調整をやつて、やはり、これは自主的な運営でございまして、調整組合で操業量とか、あるいは操業期間を短縮するとか、そういった調整をしながら価格の安定維持、こういうことをやっております。

なお、サンマの調整保管をやります場合におきまして、調整保管をする対象といたします分につきましては、サンマキロ当たり十一円以上というところで買ひまして、そうしてそれを加工業者が魚かすにして、それを保管いたします場合、保管料といたしまして安定基金のほうから調整保管の費用を出す。こういう形でございまして、キロ十一円というのは大体採算ベースと、こういうふうに承知いたしております。

○矢山有作君 その採算ベースとおっしゃるのですが、それを割り出した基礎というのは、どういふところからこれを割り出したのですか。

○政府委員(庄野五郎君) まあサンマの棒受け網でございまして、その船の大きさ等も勘案いたしまして、その繰業をいたしまして、そういう場合にキロ十一円以上ならば大体操業も採算が合う、こういうことで十一円というのを支持価格と、こういうふうな承知いたしております。

○矢山有作君 それでは、いまの御答弁では、私はまだはつきりせぬところがあると思うのです。というのは、サ

ンマ漁にしたらとて、いろいろと経営の規模その他複雑でしょうから、十一円というものをはじき出した算定の基礎というものはあるはずですから、これはひとつ資料として出していただいて、それがはたして適当なものなのかどうかというのを、私どもは魚価安定対策の中で今後議論していきたいと思ひます。

それから、先ほどイカの価格はいまわりあい強気で動いておるので、これについてはやっておらぬと、こういうことですが、イカについて漁業生産調整組合ができておりますか。

○政府委員(庄野五郎君) 八戸の漁業協同組合が、生産調整組合として設立されて、予算も一応計上してございまして、現在は発動しないで推移しておる、こういう状態でございます。

○矢山有作君 その他の地区にはできておらないわけですね。

○政府委員(庄野五郎君) 現在のところは八戸だけでございまして、まあこれにつきましては、現実的な問題として、そういう面の必要なりあるいはそういう態勢がはたして適当かどうかということが問題でございます。まだ態勢も整わないところがあるかと思ひます。というのは、やはりこれは組合員一同が一斉に休業するとか、あるいは操業を停止するとかというようにございまして、これはやはり一斉にやらないと効果が出ないし、またこれをもぐつてやるというようなことでは、法の秩序がくずされる。そういった生産調整の組合の態勢というものは、われわれは熟知いたしておりますけれども、そういう点にはまだ達しないという面もございまして、また、

イカについては、現在そういった面で、発動しないで価格が安定している、上昇傾向にある、そういう面もあるかと思ひます。

○矢山有作君 イカについて生産調整組合ができないというのには、どういふ原因があるのですか。私が聞いておるところでは、イカ漁の漁民は非常に零細な人が寄り合つてこの調整組合をつくつて、そうして安定基金制度の適用を受けるということが非常に困難な面があるのだ、こういうようなことを聞いておるわけなんです、その辺のいきさつはどうなんでしょうか。

○政府委員(庄野五郎君) いま御指摘になった面も非常に大きな原因だと存じます。

○矢山有作君 そうした場合に私は問題になるのは、魚価の安定基金の状況を見ますと、大体基金は国が半額というところになっておるようですね。したがつて、この基金というものを零細な漁民なんですから、もつと国の負担分をふやすということによつて、なんとか零細なそのイカ漁の方々にしても、調整組合をつくられるという方向にもつていくことができませんか。

○政府委員(庄野五郎君) サンマの魚価安定基金法によりますと、サンマの分についていま動いているのは、一億六千万円程度ですが、国が二分の一、道府県が四分の一、関係組合が四分の一、こういうことで動いております。サンマなりイカについてこれの魚族対象なり組合対象がふえてくれば、そういう問題が起こるのかと思ひます。

なお魚価安定というのは、相当むづかしい問題でございまして、やはりイ

カとかサンマとか、その他多獲性の大衆的にとれますものとしては、アジ、サバもございまして。アジ、サバも魚価が最近非常に強気になっておりますが、そういう総合面からもわれわれも十分検討しないと、ただ一部だけではいけない。われわれとしても今後の問題としてアジ、サバあるいはイカ、サンマ、そういった点は検討しなければならぬ、こういうふうな考えております。

○矢山有作君 魚価安定の問題について現在行なわれておるこの安定制度では、私は十分な効果があがらない場合が多いのだということを聞いておりますが、時間がありませんので、それをくどくどやっておりますと次が進みませんから、ひとつ伺ひたいのです。が、昨年の沿振法の審議のときにも、私は重政大臣にこういうことを申し上げたはずなんです。たとえば英国においてはニシン企業法というものがあつて、最低価格を設けて、それ以下にニシンの価格が下がったときには、直接買い上げを行なつて、政府が直営のフイッシュ・ミール工場加工する、そういうようなことによつてそうしたニシンの多獲性大衆魚といふのですか、その価格をささえておるのだ、こういう例をあげ、さらにオランダ、ノールウェー、スウェーデン、西独それぞれにこういう魚価価格安定対策があるというのを申し上げまして、だから日本でもひとつ非常に価格変動の激しい多獲性の大衆魚の価格を安定させていく、その場合非常に零細漁民という立場を考へて、価格を安定させていく、そのためにはそうした諸外国の例もあるのだから、ひとつこれを取り入れて検

討してはどうですかという話をしたわけですね。そうしたところが、そのときの重政農林大臣の答弁は、どういふふうになつておりますか。ところが、さらに一歩進めて、需給のバランスをとつて、余つたときには政府直営の魚肥工場でも持つて行くところまで進むべきではないかという御意見のよう

に受け取つたわけでありまして、だんだんには、そういうことにならざるを得ぬと私は考へております。こうおっしゃっているわけですね。現在のところでは、こういうことも実は考へておるわけでありまして、サンマが非常に豊漁で出回りました、これが非常に安く

なるといふようなことは、漁民にとつてたえがたい苦痛でありますので、従来とも、これの生産の調整、出荷の調整というようなことを実行をいたしておる。そこで場合によれば、その方面に母船を出して、そうして母船で搾油をやるというように考へてはどうかというやうなことで、今検討しておりますやうなわけでありまして、こういう御答弁があつたわけですね。そうするとすね、重政農林大臣は、直接政府が買い上げをやつてですね、そうして価格の安定をやるうとする意欲は、私はある程度持たれておつたように思ひます。当面の対策としては、いま言ひましたやうな母船で、サンマを買い上げて搾油をやる、そういうやうなことも具体的におつしやつておるわけですね。そうすると、そういうやうな大臣の答弁を踏まえて、今度の施策というものは、この三十九年度において講じようとする施策というものを見たときには、

二四

そういう重政大臣が考えておられたようなことは盛り込まれておらないような気がするのですが、その点はいかがですか。

○政府委員(庄野五二郎君) 当時サン

マの問題といたしましては、三十七年度相当問題がありましたわけですが、三十七年度は、一面そういう面での対策としては、先ほど大臣がお話になりましたような冷蔵車、あるいは冷蔵運搬車、冷蔵運搬船、あるいは消費地においてもそういうものを貯蔵して、魚の安定に資する、そういう冷蔵車なり、あるいは冷蔵貨車については国鉄と相談をしまして、冷蔵車を三十九年度では相当車両つくるという話も進んでおると思ひますが、そういういろいろな施策を講じて、やはり魚の安定に資さなければならぬ、こういう運営を考えております。

○矢山有作君 もう終わりにしたいと思ふのですが、私は直接魚の安定対策

のために有効な手段を政府が責任をもつてやろうと思ふ、よその国でやれることなどです。ただ問題は、漁民なりの、また農業の場合でもそうですが、農民なり、漁業なり、農業なり、そういうものをどうしようかという腹がまえの問題だと思ふのです。まあ、高度経済成長の中なら漁業が犠牲になつてもやむを得ぬとか、あるいは農業が犠牲になつてもやむを得ぬとか、そういう考え方が基本的に支配しておるような状態では、そういう英国で行なわれておるような、直接的な効果のある価格安定策というものは、あなたがおっしゃるとおりなかなかむずかしいと思ひます。しかしながら、直前に漁民の

生活の安定をはかり、さらに沿振法にいうように所得格差を他産業との間で縮小し、さらには解消していこうというのなら、そこまでの前向きな施策が打ち出されてきてもいいのじゃないかと思ふのです。したがって、こういう問題は真剣にひとつ御検討いただきたいと思ふ。この点については大臣のほうから御答弁をお願いしたいと思ひます。

○國務大臣(赤城宗徳君) 価格対策等

を通じての問題でございますが、やはりその根本的には農、山、漁村をどうするかというたてまえに立つて方策をいいますかを立てるという御意見だと思ひます。その点につきましては御同感でございます。いろいろ各方面との関係もありません。各方面とは各省というところではございません。物価問題なら物価問題として各方面との関係もありません。農産物の関係もありません。

○矢山有作君 各方面、各省との関連

もございましょうが、ひとつ沿岸漁民、中小漁民にとつて非常に重大な問題である魚の安定対策というものは、重政大臣が言われたように、政府の責任においてこれを安定させるといふ方向でぜひ御検討いただきたいと思ひます。そうしなせんと、いまある魚の安定基金法や、あるいは漁業生産調整組合法でやってくただけでは効果があらわれない、まして先ほど私がサンマの例で申しました、最低価格十一円というものが、はたして漁民にとつてこれが引き合うものなのかどうかという点は、そちらのほうで今度資料を出していただかなければなりません。もし引き合わない低い価格で定められて

おつて、いま行なわれておる安定対策でしのいでいこうというのであれば、これは大資本がその安い価格でサンマを買い占める、彼らは冷蔵車も持っている、工場も持っているのではありません、サンマ漁民だけだということになつてしまふのです。だからその点は、これらありますので、ひとつ真剣にそちらで御検討願ひたいと思ひます。

そのほかまだ聞きたいことは次々ときりがないほどあるわけでありまして、約束が五時までということでありまして、私も約束を守りまして、これで質問は終わらしていただきますが、しかし、そのほかにもいろいろと、ある部分については、これはさらに漁業法の審議、またその他の機会を求めてひとつ質問をさせていただきます。と思ひますので、その点は御了解をいただいております。以上。

○委員長(青田源太郎君) それでは、

本日はこれをもって散会いたします。午後五時十九分散会

子会館内大阪府菓子商
工協同組合連合会理事
長 上田綱治郎外十名
紹介議員 村尾 重雄君
第四十六回通常国会において継続審議中の国内甘味資源特別措置法、その他砂糖に関する立法三案の審議に当つては、価格の安定を目的としない農産物価格安定法(昭和二十八年法律第二二五号)を改善し、甘味の消費者と消費企業者にはなほだしく犠牲負担をしいている特定団体の管理価格(輸入糖と国内糖の割合を販売機構)制定の行政措置を排除して、糖税を半減し、世界一高い糖価を引き下げられたいとの請願。世界の主要先進八箇国における砂糖の消費価格は、日本の約半額である。一方消費税と関税は、日本が八箇国平均の約五倍といふはなほだしく過酷な重税を課せられてゐる。関連法規の改正による本格的な糖価引下げの対策が執られないと、貿易の自由化に伴い甘味産業の国際競争力はいよいよ無力となり、消費企業の弱体化からでんぶん、水あめ、ぶどう糖の法による農業生産の育成をも圧迫する結果となることはきわめて明白である。

二月二十八日本委員会に左の案件を付託された。
一、糖価引下げに関する請願(第七三七号)(第七六七号)(第七八五号)

第七三七号 昭和三十一年二月十八日受理
糖価引下げに関する請願
請願者 大阪市西區北堀江通二ノ三三株式会社大阪菓

第七六七号 昭和三十一年二月二十日受理
糖価引下げに関する請願
請願者 大阪市西區北堀江通二ノ三三株式会社大阪菓

子会館内大阪府菓子商
工協同組合連合会理事
長 上田綱治郎外十名
紹介議員 村尾 重雄君
第四十六回通常国会において継続審議中の国内甘味資源特別措置法、その他砂糖に関する立法三案の審議に当つては、価格の安定を目的としない農産物価格安定法(昭和二十八年法律第二二五号)を改善し、甘味の消費者と消費企業者にはなほだしく犠牲負担をしいている特定団体の管理価格(輸入糖と国内糖の割合を販売機構)制定の行政措置を排除して、糖税を半減し、世界一高い糖価を引き下げられたいとの請願。世界の主要先進八箇国における砂糖の消費価格は、日本の約半額である。一方消費税と関税は、日本が八箇国平均の約五倍といふはなほだしく過酷な重税を課せられてゐる。関連法規の改正による本格的な糖価引下げの対策が執られないと、貿易の自由化に伴い甘味産業の国際競争力はいよいよ無力となり、消費企業の弱体化からでんぶん、水あめ、ぶどう糖の法による農業生産の育成をも圧迫する結果となることはきわめて明白である。

第七六七号 昭和三十一年二月二十日受理
糖価引下げに関する請願
請願者 大阪市西區北堀江通二ノ三三株式会社大阪菓

第七三七号 昭和三十一年二月十八日受理
糖価引下げに関する請願
請願者 大阪市西區北堀江通二ノ三三株式会社大阪菓

第七六七号 昭和三十一年二月二十日受理
糖価引下げに関する請願
請願者 大阪市西區北堀江通二ノ三三株式会社大阪菓

昭和三十九年三月九日印刷

昭和三十九年三月十日発行

参議院事務所

印刷者 大蔵省印刷局